

平成26年第1回奥多摩町議会定例会 会議録

1 平成26年3月7日午前10時00分、第1回奥多摩町議会定例会が奥多摩町議会議場に招集された。

2 出席議員は次のとおりである。

第1番	石田 芳英君	第2番	宮野 亨君	第3番	高橋 邦男君
第4番	原島 幸次君	第5番	杉村 良一君	第6番	村木 征一君
第7番	師岡 伸公君	第8番	酒井 正利君	第9番	須崎 眞君
第10番	竹内 和男君	第11番	清水 典子君	第12番	前田 悦男君

3 欠席議員は次のとおりである。

なし

4 会議事件は次のとおりである。

別紙本日の『議事日程表』のとおり

5 職務のため出席した者は次のとおりである。

議会事務局長 原島 肇君 議会係長 浅見 隆久君

6 地方自治法第121条の規定による出席説明員は、次のとおりである。

町 長	河村 文夫君	副 町 長	加藤 一美君
教 育 長	栃元 誠君	企画財政課長	若菜 伸一君
企画財政課主幹	天野 成浩君	総 務 課 長	井上 永一君
住 民 課 長	宮田 昭治君	福祉保健課長	清水 信行君
観光産業課長	原島 滋隆君	地域整備課長	須崎 政博君
教 育 課 長	守屋 吉彦君	会 計 管 理 者	清水 明君
病 院 事 務 長	河村 光春君		

平成26年第1回奥多摩町議会定例会議事日程[第2号]

平成26年3月7日(金)

午前10時00分・開議

会期 平成26年3月4日～3月17日(14日間)

日程	事 件 名
1	議長開議宣告
2	一般質問(9名) 1 3番 高橋邦男 議員 2 7番 師岡伸公 議員 3 6番 村木征一 議員 4 5番 杉村良一 議員 5 4番 原島幸次 議員 6 10番 竹内和男 議員 7 1番 石田芳英 議員 8 2番 宮野 亨 議員 9 11番 清水典子 議員

(午後3時16分 散会)

午前10時00分 開議

○議長（前田 悦男君） 皆さん、おはようございます。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付のとおりであります。ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

次に、日程第2 一般質問を行います。

通告のありました議員は9名であります。これより通告順に行います。

初めに、3番高橋邦男議員。

〔3番 高橋 邦男君 登壇〕

○3番（高橋 邦男君） はい、議長、3番高橋です。

おはようございます。今回は2件質問させていただきます。

1件目ですけれども、これからのまちの観光産業の目指す方向についてお伺いいたします。

まちの重要課題は過疎化、少子高齢化であります。まちとしては14項目におよぶ子育て支援、それから若者定住促進事業などを繰り広げていますが、これからの、これらの経済的支援とともに、まちの産業を元気にし、財政基盤の確立や雇用の創出を図ることも課題解決に必要なことであると思います。

現在のまちの基幹産業といえば、やはり観光産業ではないでしょうか。この観光を元気にするために、これからの観光産業について、次の質問にお答えください。

私は、奥多摩の観光財産は美しい山やきれいな水、みどりの豊かな自然と、この自然を愛する住民だと思っています。そこで、これからの奥多摩の観光は、この豊かな自然と住民の力を生かし、自然の中の癒しや体験、山村住民との交流を柱にし、都市部の自治体や学校、企業、民間の団体の誘致を積極的に行うべきであると思っています。

まちの考えをお聞かせください。

また、まちで考えている観光ビジョンがあれば、お聞かせください。

2件目です。棚沢地内の町有地、建物の活用についてお伺いします。

昨年、位置住民の方から棚沢地内の土地、建物を寄贈していただきました。それらは貴重なまちの財産であり、今後、有効な活用が求められています。そこで次の質問にお答えください。

寄贈された土地と建物について、今後、どのような活用プランをお持ちでしょうか。

また、旧一心亭や旧鳩和荘付近が大分荒れ果てていますが、遊歩道もあり、観光客の皆さんや地元の人でも利用しています。整備の必要性があると思いますけれども、まちのお考

えをお聞かせください。

以上、2件、お願いします。

○議長（前田 悦男君） 河村町長。

〔町長 河村 文夫君 登壇〕

○町長（河村 文夫君） 3番高橋邦男議員の一般質問にお答え申し上げます。

現在のまちの重要課題は、今、議員がおっしゃられましたように過疎化、少子化対策と同時に観光を軸とした観光産業の振興であるというふうに思っております。

中でも過疎化、少子高齢化に関する施策としましては、議員ご質問のとおり、14項目からなる子育て支援、若者定住化促進事業を実施するとともに、町内外へ積極的にPRを行っております。

また、観光産業の振興につきましては、昭和30年に1町2村が合併し、奥多摩町が誕生して以来、観光立町を標榜しております。観光は、まちの産業の大きな柱となっており、観光産業の振興を図るため、昭和31年6月には、大丹波地域に大丹波川国際虹鱒釣り場が開設されました。当時の大丹波国際釣り場という、今は日本人がたくさん釣りに着ておりますけれども、非常に先進的な考え方でありまして。まずは日本人が釣りをやらないという時期に、横田基地のベースの外人等を対象にしながら、国際釣り場という名前をつけて、この開場をして、それ以来、先人がいろいろなご苦勞をしながら、今の釣り場にまでなったというふうに私は認識をしております。当時の町長も含めて、この、先ほど高橋議員がおっしゃられましたように、従来から持っている奥多摩の良さ、それは観光を振興して、そこに雇用あるいは連携した消費の問題等を結びつけていこうということが行われました。そういう点で、その後もまちの直営で現在の国民宿舎、鳩ノ巣荘、それから観光荘。それから、もうなくなりましたけれども自然荘という直営の観光施設をつくり、それを起爆剤にしながら民間に波及していくということを行ってまいりました。

まず、キャンプ場については、氷川、川井、これも直営で行ってまいりました。そういう点で、現在のいろいろな状況が変わってまいりましたけれども、梱包的には観光立町を標榜するためには、基礎的な整備をしていただいたのが30年代ではないかというふうに思っております。

そういう点で、今後、その部分では、たくさんお客さんが来た場合の観光用の公衆トイレ、あるいは観光案内板等々含めて、徐々にではありますけれども、現在のような状況になってまいりました。

今後も観光誘致のためのハード事業の継続等は必要でございますし、ソフト面について

は、昭和 31 年 3 月に、今の一般社団法人観光協会の前段であります観光協会が設立されまして、58 年 4 月には奥多摩総合開発株式会社が設立されました。

この奥多摩総合開発株式会社が設立された経緯というのは、一つには観光等々を含めた部分を官がやっている部分であるのではなくて、もう少し効率よく、あるいは住民の着ていただく皆さんのサービスを向上していこうということで、当時の町長が第三セクター方式で民の力を借りながら、この観光振興をしていこうというふうなことでつくったのが奥多摩総合開発でございます。

当時、奥多摩総合開発の一番のメイン事業としては、鳩ノ巣荘、それから氷川のキャンプ場、その運営と同時に、今新しくつくりましたもえぎの湯の運営を委託をし、さらにはセクター独自に丹沢の用地を取得をして美術館あるいは食事処等々を行ってきたということでございます。

そういう点では、少し、いろいろな意味の紆余曲折がありましたけれども、観光に対する民と官の力が徐々にできつつあるのかなというふうに思っているところでございます。

また、近年では、それ以降の問題として、国民の中に自分のこころと体を癒すという部分で、旧来は森林浴という部分があったんですけども、それがさらに発展して森林セラピー事業というのが全国各地で広まりました。この森林セラピー事業というのは、こころと体を癒す、それを科学的に日本の中できちっと整理をしたという部分で、一つにはリラックス効果。スギやそれから木が醸し出すフィトンチッドが非常に体にいいということ等を含めて、これは科学的な部分が解明されてまいりました。特に森林の持つ機能については、ジアスターゼを使ったリラックス効果、また日大の李先生が、このNK細胞というナチュラルキラー細胞という部分で、がん細胞を人間は誰でも持っているようでございますけれども、その森林のセラピー。要するに森林浴をやることによって、そのNK細胞は活性化されると。その活性化が1カ月以上にわたって持続をするというようなことも科学的に解明されました。

そういう点で、私自身は、これは今、高橋議員がおっしゃられるように、観光産業の基本的な私どものまちの理念にかなうのではないかとということで準備を進めてまいりました。その認定を受け、町自身が全体が森林セラピー基地として、また五つのロード。特に今、登計原のロードでございますけれども、このロードについては、千葉大学の園芸学部の大学の先生にやっていただき、将来、森林セラピー事業をやるということであれば、誰でもが森林セラピー事業にかかわれるということで、3年かけて、あれを国の補助事業として採択をし、完成をしたのが登計原の香りのトレイルであります。身体障害者の方も車椅子

で行けるというような事業でございます。

そういうものを含めて、私どもは観光産業が滞在型の振興を図るという意味で、一つ一つそういう部分の積み重ねをやってきたというのが実態でございます。

さらに、この森林セラピー事業を将来的に飛躍させるために必要であるというようなことから、一般社団法人奥多摩地域振興財団を設立いたしました。その社団法人の地域振興財団の中は、当時はまちの職員がやっておりましたけれども、それでは将来的な広がりを持たないということで、一般の人を採用し、さらに採用した中で旅行業の資格をとっていただきながら、町民あるいは外から来る人たちのための振興をしていこうということで、今、その財団が動き出しているところでございます。

また、昨年4月には、奥多摩観光協会、従来の観光協会から一つ脱皮をして、法人化していこうということで、1年ほどかけまして法人化の作業をし、一般社団法人として新たな出発をしたところでございます。

このようにして、観光の事業というのは過去から現在、将来に向かっていろいろな手を打っていくということが必要ではないかなというふうに思っております。

そういう点で、一度に爆発的な効果は出ませんが、着実にやることによりまして、将来の私どもの持っているいろいろな意味でのこのまちのよさを発揮できればというふうに思っております。

今後は、観光パンフレットの作成や、6年後に向かったオリンピック等々に含めた、多言語等々含めたPR等々を行っていきたいと思っております。

この効果でございますけれども、つい最近の絵でございますが、登山ブームが非常に盛んになりまして、まちの観光客は若い世代を中心に今増加をしております。また、外国人も多少見えておりますので、6年後にはもっと多くの外国人が訪れていただければいいなというふうに思っているところでございます。特に近年は奥多摩駅を始め、JRで訪れる観光客は飛躍的に増加をしております。夏休みや紅葉の季節には奥多摩駅を車で通過するのが困難なほど、多くの観光客の皆様がバスを待っているという状況でございます。昨年度、西多摩地域広域行政圏協議会で実施いたしました観光入り込み客調査でも、まちへの入り込み観光客数は5年前の平成18年度に比較をいたしまして、32万人増加して176万5,000人となり、増加率は22%と大きく伸びております。また、JRからは今年度の奥多摩駅の乗降客は昨年度をさらに上回っており、JR八王子支社管内でも1、2を争うほどの伸びと聞いております。観光立町を標榜するまちにとって、非常に喜ばしいことであるというふうに思っておるところでございます。

議員ご質問の自然の中の癒しや体験、山村住民との交流を柱として、都市部の自治体や学校、企業、民間団体の誘致を積極的に行うべきであるが、まちの考えはどのことではありますが、先ほど申しあげましたように、まちの持っている特性、森の中の癒し体験や町内を回る観光など、地域の特色を生かした体験を行うため、一般財団法人奥多摩地域振興財団を設立したわけでございます

森林セラピーの普及を図るのを今、一生懸命やっているところでございますが、自然体験では奥多摩都民の森、また山のふるさと村で奥多摩の暮らし、食文化など、さまざまな再見活動を行うとともに、海沢の体験農園においては、滞在型体験農園として、グリーン・ツーリズムも展開しているところでございます。

当初、海沢の体験農園については 10 区画で始めましたが、それ以降 8 区画、また日帰り農園等踏まえて、現在まで募集をするとすぐ何倍かによって埋まるという状況で、非常に公表であるというふうに思っております。

このようにして、森林セラピーを始め、これらの体験活動を通じて、地域住民と参加者の交流が生まれ、地域の振興や活性化にもつながっていくことから、今後は議員が申されますように、他の自治体や学校、民間企業などにも呼びかけ、利用者の拡大を図ることで、寄り一相の観光振興、地域振興に結びつけてまいりたいと考えております。

また、他の自治体や学校、企業や団体などを誘致するには、一回当たりの受け入れ人数も大きくなり、現状の町内民泊施設では限界があることから、現在では整備を進めております。平成 25 年度、平成 26 年度、27 年度の 3 カ年進めるということで、過日にその内容等を説明させていただきましたけれども、鳩ノ巣荘の改築を行い、それによって受け入れの器を大きくしていきたい。と同時に、まちの観光拠点でありますから、それを拠点にして民間の旅館、民宿、あるいは観光に関する人たちのところに波及効果を及ぼしていきたい。また、まちには今いろいろな意味で雇用の場が少なくなってきておりますので、その雇用の確保を図っていきたいということも考えております。

従いまして、この鳩ノ巣荘というのは、いろいろな意味でまちの観光のシンボリックな部分であり、観光の拠点でありますので、時間をかけ、お金をかけてやることに非常に大きな意義があるというふうに私は確信をしております。

今後のまちの振興につきましては、観光振興、産業振興。またこの鳩ノ巣荘においては、鳩ノ巣荘の開場の内容等を説明させていただきましたけれども、いろいろな意味でそこに働ける人たちが 25 ないし 30 人ぐらい雇用が出てくるということも大きな点でございます。

したがって、この環境拠点である鳩ノ巣荘のシンボルをきちっと作ることによりま

して、今後の観光振興により一層のスピード感を持たし、また、その効果をねらっていき
たいというふうに思っているところでございます。

特に、6年後に開催されます東京オリンピック、パラリンピックにつきましては、恐ら
くいろいろな意味で、この首都東京の中で、これだけの自然が残っているところに対する
部分は、私は注目される地域になるのではないかとこのように思っております。したが
いまして、注目される以上、それを受けていく人の問題、地域の認識等々を含めて、これか
ら多言語の問題、パンフレットの問題等、ハード、ソフト両方も含めて取り組んでまい
りたいというふうに思っております。

特に、今 29 ある観光用のトイレでございますけれども、これも再三にわたってお話を
申し上げておりますけれども。そのトイレの改築。特に和式のトイレが多いわけござい
ますから、トイレを日本一きれいなトイレにしていきたい。洋式トイレ等々含めて、国内
外から受けられるような施設にしていきたいということで、観光公衆トイレの水洗化等々
につきましては、今後、積極的に取り組んでまいりたいというふうに思っているところで
ございます。

次に、まちで考えている観光ビジョンとのご質問でございますが、住民の皆さんに策定
していただきました現行の第4期長期総合計画、第4章再見と交流のまちづくり、・・・山の
暮らしに掲げました、新たな観光戦略の展開の一つに観光ビジョン策定委員会の推進が位
置づけられ、これを具現化するため平成17年度に奥多摩町観光ビジョン策定委員会を設置
いたしました。

この策定委員会は公募による町民7名と識見を有する者1名の計8名の委員により構成
され、今後のまちの観光振興について検討し、答申をいただきました。平成24年3月の答
申までの2年間に21回にわたる会議が町内観光施設の視察、議員の皆様が今回視察に行く
ということで予定をしておりましたが、雪の関係で中止になりました。先進地である群馬
県の川場村の視察の精力的に活動をいただきました。その上で、委員会から答申を受けた
提案書の中身につきましては、短期的な提案が1件。中・長期的な提案が6件。計7件の
提案をいただきました。その短期的な提案が皆さんご承知のように、各地域に配り、また
非常に好評をいただいております山里絵図の策定でありました。

この山里歩き絵図は議員もご承知のように、山や川などの自然を破壊することなく、ま
たものをつくるわけでもなく、我々が日常的に利用している里道を観光客にも歩いてもら
おうという、極めてシンプルで斬新な内容であるとともに、ウォーキングがブームになっ
ている現代にマッチしていることから、まちでも直ちに実行に移し、完成したのが山里歩

き絵図であります。

この 21 理事会ごとの山里歩き絵図はウォーキングの距離や時間を掲載し、さらに地域の歴史や観光施設、宿泊施設、郷土芸能なども掲載しており、総合ガイドを含めた 22 冊の絵図は大変な好評をいただいているところでございます。

この山里歩き絵図はコンサルタントを入れずに、住民皆さんのアイデアで作り上げていただいたヒット商品だと思います。観光ビジョン策定委員会にご参加いただいた住民皆様には感謝を申し上げますと同時に、それ以降、増刷をして、まちのいろいろな意味でのイベント等を含め、町外の皆様にお配りをして利用していただいているという状況でございます。

次に、中・長期的提案では、住民参加、伝統文化の活用、イベントの充実など多岐にわたる分野について提案をいただいておりますが。この中の一つに体験型プランの提供があり、飲食、宿泊施設等が連携した体験プランの提供と、広域にわたった情報発信が必要であるという提案をいただいております。

現在、まちでは遊民の見なさを始め、50 にのぼる委員により、第 5 期奥多摩長期総合計画の策定作業が進めておりますので、その中の観光産業部会においては、今後 10 年間のまちの観光について、あるいは産業について、熱心なご議論を展開していただいているところであり。その上で、行政主導ではない新たな観光ビジョンといえるような内容が提案されてくるとお考えいただけますので、観光ビジョン策定委員会が提案したう山里歩き絵図と同様に、住民皆様から提案いただいた内容につきましては、その具現化に向けて、最大限の努力をしてみたいというふうに思っております。

今後のまちの観光振興につきましては、先ほど申し上げましたように、6 年後には東京オリンピックが開催され、多くの外国人観光客見に来ていただくために、観光案内冊子の多言語化や町内に点在する全ての観光用公衆トイレの水洗化を行い、日本一観光トイレがきれいな町を標榜できるよう推進してみたいと思っております。

今後、森林セラピーを初めとするソフト事業の推進と、拡大を図り、ソフトとハードがバランスよく存在する観光地を目指してみたいと思っております。

次に、2 点目の多摩川地区の町有地、建物の活用についてのご質問にお答え申し上げます。

昨年 4 月に青梅市在住の福島博様から、棚沢地区を中心として、町内の山林 20 筆、13 ヘクタール。宅地 12 筆、畑 14 筆を含む土地が 48 筆。13 万 5,953 平方メートル。また、建物も居宅と店舗が 8 棟。その他、納屋、物置が 4 棟の計 12 棟におよぶ大変多くの不動産

のご寄付をいただきました。これらの土地は、公募上でご寄付をいただいたものであることから、活用するためには、まず、これらの全ての土地や建物の位置や建物の維持や協会の確認のための測量を行っていく必要があります。寄附物件の中には、賃貸されていた土地や建物も 20 件あり、これらは従前の契約を引き続き、今後も賃貸をしておりますが、建物の中にはご質問のありました旧一心亭あるいは旧鳩和荘なども使用されていない大きな建物や廃屋も含まれております。非常に大きな物件があることから、まず、住民生活に直接影響ある土地や建物、まちとして修理の緊急性の高いものから優先的に順位を定め整備を進めてまいります。

まず、平成 25 年度では、棚沢橋東側、うつぼ沢付近の国道脇にあった倒壊寸前の倉庫の撤去及び国道下旧鳩和荘付近の遊歩道への倒木の処理、また若者住宅への活用を図るため、居宅内への整備などを行い、平成 26 年度当初予算では、老朽し倒壊の恐れのある船川橋付近の廃屋と倉庫及び旧見晴亭の 3 棟の解体処理費、また、山林の位置や面積を特定するための測量の委託費なども計上させていただいております。

ご寄付をいただきました多くの不動産の中には、道路拡幅の用地として見込まれる土地、あるいは駅に近く若者住宅として活用できる土地や建物、また集合住宅をつくることも可能な規模の平たん地なども含まれていることから、今後、どのように活用していくのか、建物の存続の有無を含め、地域全体の開発を視野に入れた検討も必要となってまいります。

まちといたしましては、町民の共有財産として、皆さんの利便性の向上や地域の観光産業の振興、また若者の定住対策など、さまざまな視点に立って、そのような物件について利活用の方法を検討し、優先順位を定めた上で計画的に実施していく所存であります。

特に議員からご指摘がありましたような、今、旧一心亭、鳩和荘のところについては、従来多くの観光客が鳩和荘の溪谷を見に来ていただいております。そういう点では、旧両建物の解体の問題等含めて、私、まだ個人的な考えでございますけれども、あそこ自身が非常にいい観光スポットになるのではないかというふうに思っております。

したがいまして、少し時間とお金がかかりますけれども、専門家にきちっと見ていただきながら、みんながあそこでどのように観光の滞留をしていただけるか。あの滝が見える部分もあるのですけれども、現在の段階ですと橋からでなければ見れないというようなこともありますので、少しお金をかけて、きちっとした部分を時間とお金をかけながら、あそこが観光スポットになるように考えてまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（前田 悦男君） 高橋議員、再質問はありますか。

○3番（高橋 邦男君） 答弁、ありがとうございます。2点とも、自分が結構考えていたような内容を答えていただきまして、本当にありがとうございます。ここで、ちょっと質問を幾つかお願いしたいと思います。

一つは、観光のほうでまちのよさ、特性を生かした観光振興ということで、先ほど答弁がありました。住民の方も結構いろいろな第5期総合計画なんかでも参加して、官民共同のということを答弁の中でもあったんですけども。具体的に、やはり住民の方を巻き込む観光振興という点で言ったときに、具体的にその住民の方にどういうアクションをやっていったらいいか。自分もちょっと答えがなかなか出てこないんですけどね。その辺、まちとしてどう考えているか。やはり住民の方を巻き込んだまちぐるみというのが、こういう小さなまちでは必要かなと思います。

住民の方も観光が元気になればと誰もが思っているのですけれども。ただ、一人一人が、じゃあ、何をやったらいいのかというのがちょっとわからない状態にいるし。自分もそうなんですけど。まちとして住民の方にその辺をアクション、住民の方へのアクションをどう考えているかということ。

それから、もう一つは、棚沢地内の寄贈された土地、それから建物。先ほどの答弁の中でも地域振興を考えて、いろいろ考えていただいているということで、本当にありがたいなと思っているのですけれども。一つだけ質問させていただきます。

答弁の中にもありましたように、いまだまだ住んでいる方もいるし、あるいはここに、まちに寄贈される前に、やむを得ずもとの地主方に返した方もいるんですね。ですから、その辺の住んでいる方、それからあるいは今まで借りていた方などの声も聞く場をぜひ設けてほしいと思うのですけれども。その辺をまちとして、どう計画しているかがあれば、ちょっと教えてください。

以上、2点お願いします。

○議長（前田 悦男君） 観光産業課長。

○観光産業課長（原島 滋隆君） 3番、高橋議員の質問にお答えをさせていただきます。

観光振興については、住民との連携、また住民の方がどのようにしてアクションを起こしてもらえればいいのかというようなご質問をいただきました。非常に難しい、また重要な問題だというような認識を持っております。

これまでと同様に、一つは第5期長期総合計画が示された際に、公募の住民あるいは専門家に入っていただいて、まずは観光ビジョン等につきましてご意見をいただきながら、まち側でつくるということではなくて、まちと住民と協働していきながら、その観光のあ

り方等をつくっていくというような方向性を見出していきたいなというふうに思います。

それから、観光、それから地場産業、これが連携していく必要があるというふうに思っております。

そういった中で、当初予算のほうにも計上させていただいておりますが、治助イモの振興ですとか、あとは町内の内水面漁業の振興、こういったことにつきましても漁業や農業関係者を始め、住民の皆さんに入らせていただいて、いろいろな角度から検討して行って親交を図っていきたいということで、観光それから産業、それを最終的には一つのものにまとめ上げて、やっていくというふうにしたいというふうに思っております。

そして、アクションをどうして起こしてもらおうのかというのは非常に難しいところではあるんですが。現在の状況ですとか、今後、お話しした上で、みんなで今後どうしていくのがいいのかというようなことを考えて行く中で、少しずつ気持ちを盛り上げていっていただけるような努力をしてもまいりたいと思っておりますので、ご理解いただければと思います。

○議長（前田 悦男君） 企画財政課長。

○企画財政課長（若葉 伸一君） それでは、私から、2店目のご質問でございますけれども、棚沢地区の寄附物件の利活用を含めた今後のことでございますけれども。

現在、住まわれている方、寄附時点で住まわれていた方につきましては、民々の契約をそのまま引き継ぐというのが大前提でございますので、従前どおりお貸しをしてお住まいいただくということでございます。また、今まで何かの理由でお返しされたという方もいらっしゃるというお話でございますけれども、基本はいただいた時点で特に賃貸契約を結んでいない物件については、まちの財産ということでございますので、住民皆様の財産でございますので、特定の方に特定の形でお貸しするのは非常に難しいと。説明の責任も含めて難しいという状況でございますので、どうぞご理解をいただきたいと存じます。

○議長（前田 悦男君） 河村町長。

○町長（河村 文夫君） 最初の重要な部分があると同時に、これは将来のいろいろな意味の計画、夢でございますから、私のほうから答弁させていただきたいと思っておりますけれども。

住民と一緒にどうやっていくかということでございますけれども。第4期長期総合計画の中の先ほど申し上げましたように、行政の計画の中で、どうよ山の暮らしなんて題がついた計画というのは、今までなかったんですね。これは住民の皆さんが今回もそうでございますけれども、多くの住民の皆さんが、50名の皆さんがいろいろな意味で部会を

含めて検討してき、そのネーミング、あるいはこれから 10 年の将来目標をどう立てるかということで、本当に熱心に検討して 10 カ年の計画をつくっていただいたというふうに私は思っております。その 10 カ年の計画の中に、さらに観光に関しては、もっと具体的にビジョンをつくりなさいということで、そのビジョンをつくり、さらにそのビジョンをつくった委員会の皆さんが、自分たちではこうしようというのが、さっきお話ししたように山里歩き絵図なんですね。

そういう点では、決して従来の 10 カ年計画の中でも、住民の皆さんと一緒にやってこなかったということじゃなくて、私自身はよく言われますけれども、まちは住民と協働していくのをどうやっていくんだというふうに言われますけれども、この 10 年間の中では住民の皆様と協働でやった結果、いろいろな効果、今申し上げましたような効果があるというふうに思っております。これ自身は議員の皆さんが評価しなければいけないんじゃないかというふうに思います。

と申しますのは、策定委員会そのものも、さっき申し上げました回数、年数。皆さんがほぼボランティアに近い形で、自分たちのまちをどうしよう、あるいはこうしようという議論を重ねてきた結果でございます。

そういう点で、これからも第 5 期長期総合計画の中で、50 名の委員の皆さんが今部会を開いて議論しておりますけれども、近いうちに町長に答申が行われます。その答申がどんな形で地域の住民の皆さんが考えているのかということに、私は期待を持っております。必ずや、その中に住民の皆さんと一緒に考えてきた部分が出てくるはずであるというふうに思っているからであります。

それから、またそれ以外の部分としては、まちもずっとやってまいりましたけれども、地域のいろいろな意味の皆さんが自分たちのアイデア、企画をやった場合に、住民の皆さんの委員会の中でそういう活動を認めようという精度、ずっと継続してやってきております。この審査をしている皆さんも本当に熱心にやっていただいております。なかなか表に見えませんが、そういう熱心な人が現実には奥多摩町の中にはたくさんいるという状況でございます。まちのいろいろな観光だけではなくて、活性化するための事業をゼロ%から 100%にするということで、事業については 500 万の予算をとって、そういう事業の申請を受けて審査をする。これはまちが一切口を出しておりません。住民皆さんの委員会の中で住民皆さんが出てきた部分を審査をして、それがよければゼロ%にするか 100%にするか、こういう事業も 26 年度予算の中にも継続してやっております。

そういう点で、私たちの仕事というのは、一番大きな目標というのは、10 年間にわたる

住民皆さんが決めた指針が長期総合計画であります。これが原典であります。私たちのまちのバイブルであると同時にそれが基本になって、その10年間の中からさらに5年ごとに計画を行政がつくってパブリックコメントをやって、それで皆さんの声を聞きながら、5年ごとに実施をしているということであり。さらにまちの中では、その5年間の事業を事業費をきちっと各担当で出して、3年間の実施計画をつくっております。この3年間の実施計画というのは、財源が伴わないと幾らやろうと思ってもできないわけですから、そういう意味では財源を確保して、10年間の皆さんがつくった将来の計画を5年の計画、3年の実行計画に一致してやってきたというのが長期計画の原典であります。

そういう点では、ぜひ、これからもまちの指針である10年間の計画というのは、住民の皆さんが何回も何回も今、会議をやっているようですから、それが答申が出た時点で、さらに議会の皆さんにお諮りをしながら、まちの基本的な指針として決定をし、それに向かって一丸となってするということが一番大事なのかというふうに思います。

途中で経済が変わっていろいろな意見等がありますけれども、住民の皆様が10年間の計画を決めた以上、まず、その10年間の計画は指針でありますから、それを原点に努力をしていくと。また、その財源を確保していくというのが私の仕事かというふうに思っております。

したがって、いろいろな意味でこの長期計画の答申の内容を見ながら、また、議員の皆様にもいろいろご議論をいただきながら最終的な決定をし、一つ一つ着実に財源を確保して進めていくのが終局的な目的である高橋議員が言っている奥多摩町の持っているよさ、山がきれい、水がきれい、また、人間が非常にきずなが強く対外的にも優しいおもてなしの心がある。それを忘れないでやっていくことが非常に大切だというふうに思っております。

そのためには、おっしゃられますように、最終的には住民の皆さんとまち、行政、議員の皆さんを含めて一丸となってやる必要がありますので、今後も我々はその努力をしていかなければいけないというふうに肝に銘じて、議員のご質問にお答えを申し上げたいと思います。

いろいろな意味でまちの将来のことを考えていただいていることにつきましては、大変ありがたいというふうに思います。特に、西多摩地域の議員の意見発表会でも、すばらしい意見発表をやっていただきまして。まちが何を進めるのか。今、まちで一番何が大事なのか、そういう点で観光に焦点を当てていただきながら、発表していただいたことにも来ましても、感謝を申し上げたいと思っております。

○議員（高橋 邦男君） ありがとうございます。

○議長（前田 悦男君） 以上で、3番高橋邦男議員の一般質問を終わります

次に、7番、師岡伸公議員

〔7番 師岡 伸公君 登壇〕

○7番（師岡 伸公君） はい、7番師岡伸公です。

それでは、奥多摩町が加入しております一部事務組合の今後につきまして、お伺いいたします。

昨年5月から葬儀にかかる経費について町民の負担を軽減するために、秋川流域斎場組合に加入させていただき、ひので斎場が低価格で利用できるようになりました。また、本年1月からは、昨年加入したあきる野市にある西秋川衛生組合の処理施設にごみの搬入が開始され、まちでは指定されたごみ専用袋の利用に移行いたしました。そして、地域の資源回収では、まちの啓発活動、住民の協力でごみの減量化が進み、まちの奨励金制度などもあわせ、意識の向上が図られつつあります。

また、この場を借りて、昨年末から現在に至るまで、クリーンセンターの業務については超多忙を極めておりますけど、関係各位皆様のご尽力に改めて感謝を申し上げたいと思います。

このように、着々と課題が解決され、事業の成果を確認することができました一方、長年、汚泥し尿処理でお世話になっている秋川衛生組合では、近年の構成市町村における下水道事業の進展に伴い、ここ数年は処理量の減量の一途をたどっております。しかし、下水道が完備されても浄化槽整備地域は残り、また、災害時の対策を考えてもし尿処理施設は汚泥処理を含み欠かすことはできません。

秋川衛生組合では、今後の方向性を考えるために特別プロジェクトと創設し、さまざまな選択肢を模索、課題解決に向かっております。

さて、各組合の運営ですが、西秋川衛生組合のごみ処理施設では、新炉建設など施設建設に伴うものも含めた負担金など。また、秋川流域斎場組合も施設整備を含めた負担金など、建設費やそれぞれの市町村において各組合への分担金、負担金が計上され運営されております。秋川衛生組合のし尿処理などは、搬入量などに応じて試算される分布金も加わってきます。こうした必要欠くべからざる予算に対し、各組合の公立的な運営によって削減できる予算もあると考えます。

このような背景から総合的に一部事務組合の運営を考えると、今後、構成市町村の分担金の負担を提言する意味で、各組合の部分的な統合も視野に入ってくるのではないかと

と考えます。

既に、この一般質問を提出した2月4日以降に各組合、議会が開催され、一部の統合が確認されましたが、改めて参入も間もない組合もある当町の立場も含めまして、その経過と今後の方向性をお伺いするものであります。よろしくお願いいたします。

○議長（前田 悦男君） 河村町長。

〔町長 河村 文夫君 登壇〕

○町長（河村 文夫君） 7番師岡伸公議員の一般質問にお答えを申し上げます。

議員からは、一部事務組合の今後についてのご質問をいただきましたが、現在、当町が加入している秋川流域の三つの一部事務組合については、あきる野市、日の出町、檜原村、奥多摩町の4市町村で構成されておりますが、その状況についてご説明をさせていただきます。

始めに、秋川流域斎場組合、ひのでの斎場でございますが、昨年5月からの組合に加入させていただき、組合員料金で火葬等の施設利用ができることになりました。昨年5月の組合加入から本年1月末までの全体数に占める火葬場の利用率は9.94%の111件で、そのうち式場の利用率は7.11%の22件でした。また、ひのでの斎場の施設使用料は、この3月まで火葬は大人で組合員価格は一人1万円、組合外は6万円で、他市町村と比較して組合外は2万円安く設定されており、式場については他市町村と変わらない状況でありましたが、この2月24日の定例会で条例の改訂があり、組合外の火葬料金が8万円となり、他市町村と同額の使用料となりました。基本料金は本年4月から適用されます。

また、負担金につきましては、平成25年度1,600万円で、平成26年度は維持費の増を見込み1,734万4,000円となります。

次に、西秋川衛生組合についてですが、この1月からごみの運搬を開始していますが、可燃ごみがこの1カ月間で81トン、不燃ごみは2トンを収集運搬処理を行いました。住民の方々は年末に多くのごみを出されているため、少ない量となっている状況であります。また、有害ごみは1台分の積載量がまとまった時点で搬入する予定で、粗大ごみは月に30件の申し込みと個別回収を実施しておりますが、やはり年末に多く出された関係で少量となっております。

また、有料ゴミ袋の販売は、昨年12月から開始し、可燃ゴミ袋では10リットル袋が9,950枚、20リットル袋が1万8,410枚、45リットル袋が1万6,090枚販売され、一般家庭で平均1カ月分、10枚程度の袋が使用されている状況と思われま。

また、地域の資源回収は平成24年10月から開始され1年が経過し、住民の意識向上も

図られ、ジョ所ではありますが回収量が増加しており、平成 25 年 4 月からこの 1 月までの 10 カ月間で 399 トンが回収され、各自治会に交付した奨励金の額は 507 万 1,300 円となっております。

次に、秋川衛生組合についてですが、施設の老朽化と投入量の減少により、施設の運営が思うように行かない状況であり、昭和 30 年度に新施設を稼働する計画について、平成 24 年度から組合再構築検討委員会を立ち上げ検討を行ってまいりました。検討中の新施設は国都の補助事業で実施する計画であり、循環型施設整備補助の要件として、生し尿及びし尿浄化槽汚泥のほかに混合する有機性物質が必要であり、その混合の一つの候補として当町の小河内浄化センターから出る下水道汚泥を利用することができるため、これらのことも含め検討している状況でございます。

新施設で処理された汚泥を助燃材料として西秋川衛生組合へ運搬し、新炉で償却したエネルギーを回収する計画もあり、今後の負担金や分担金などを含め、簡素で効率的な運営を行うには、各組合の部分的な統合を検討しなければいけないものという考えのもと、去る 2 月 24 日に平成 26 年第 1 回秋川衛生組合定例会及び全員協議会が開催され、(仮称)秋川衛生組合汚泥再生処理センター整備計画の案がまとまり報告がなされました。

その中で、管理者から施設の運営について説明があり、秋川衛生組合、西秋川衛生組合はあきる野、日の出町、檜原村、奥多摩町の 4 市町村が加入しており、同じ組織市町村が運営している組合であることから、施設の管理・運営の有効性、効率性の観点などから、両組合を統合し、新しい西秋川衛生組合として、平成 27 年 4 月を目途に一本化する考えがあるという報告をさせていただきました。この報告につきましては、事務当局の 3 案の中から、政府管理者が最終的に決定をし、管理者から報告をしたということでございます。

両組合では、双方のメリットとなることのほか、施設運営の一元化についても検討され、今後の統合に向けての話し合いが進展していくものと思われまますこの統合により、施設の管理及び議会も一本化され、両議院の定数調整のほか、関係する職員の削減も考えられるため、経費の節減が図られることで、負担金も減額となる予定でございます。

当町といたしましては、平成 23 年 10 月から秋川流域の住民皆様と関係する市町村のご理解で、ごみ処理がこの 1 月から搬入できる状況となりました。斎場につきましては、昨年 5 月から火葬ができる運びとなり、関係市町村、関係議会あるいは関係住民の皆さんには大変感謝をしているところでございます。

この二つの統合によりまして、残りは秋川流域斎場組合につきましてであります。場所が日の出町にあり管理者も日の出の町長でありますので、今後について 3 組合の統合も

議論されることと考えられますが、当町は秋川衛生組合を除き他の2組合には後から加入させていただいた経緯もありますので、当町から積極的にそういう部分ではなく、しばらく時間を見ながら地元の感情あるいは過去の経緯もあるようでございますので、政府、管理者の中の議論を踏まえながら、注視をしながら、議員がおっしゃられましたような効率化あるいは負担金の減等々を含めて、政府、管理者の議論を踏まえて、過去の経緯も踏まえながら対応していきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（前田 悦男君） 7番師岡議員、再質問はありますか。

○7番（師岡 伸公君） ありません、終わります。

○議長（前田 悦男君） 以上で、7番師岡伸公議員の一般質問を終わります。

お諮りします。会議の途中でありますが、ここで暫時休憩にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田 悦男君） ご異議なしと認めます。よって、午前11時05分から再開いたします。

午前10時58分 休憩

午前11時05分 再開

○議長（前田 悦男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、6番村木征一議員。

〔6番 村木 征一君 登壇〕

○6番（村木 征一君） 6番村木でございます。

それでは、私は1点の一般質問をさせていただきます。

まず、質問に入る前でございますけれども、先日の大雪により、町長を始め職員の皆さんも大変なご苦労をされたと思います。また、住民の皆さんも長期間にわたり孤立化をしたり、また車庫が壊れたり、屋根瓦が壊れたりということで、大きな被害が出ました。ここからお見舞いを申し上げたいと思います。

それじゃあ、質問に入ります。道の駅の建設についてでございます。

道の駅は各市に数多くありますけれども、近隣でも山梨県丹波山村に規模はあまり大きくありませんけれども、開設をされております。また、大分好評を博しているようでございます。旅行等で各地に行きますと、必ずと言っていいほど、トイレ休憩や地元の特産物を購入するために道の駅に寄ります。

奥多摩町には大規模な道の駅を建設するような場所は見当たりませんが、小規模

の施設でしたら建設できる場所はあるのではないかと思います。例えば、奥多摩の玄関口であります丹三郎にある直産物の直売所のところ。今は農協の仮店舗になっておりますけれども、近隣の山等を買収し、駐車場を拡張すれば建設できるのではないかというふうに思っております。

そして、道の駅で年間を通して奥多摩町の特産物わさび、しいたけ、シメジなども販売できれば、雇用の場も増えますし、特産物の販路の拡大にもつながります。事実上は特産物の直売所でもいいと思っておりますけれども、道の駅奥多摩と命名するだけでも親しみを感じ、寄りやすくなると思っております。

町長のご所見を伺います。以上です。

○議長（前田 悦男君） 河村町長。

〔町長 河村 文夫君 登壇〕

○町長（河村 文夫君） 6 番村木征一議員の一般質問にお答え申し上げます。

道の駅とは国土交通省から認定された休憩施設と地域振興施設が一体となった道路施設で、道路の利用者のための休憩機能を利用者や地域の人々のための情報発信機能、道の駅を核としてその地域が連携する地域の連携機能という三つの機能をあわせ持つ施設として整備され、2013 年 10 月現在では、全国で 1,014 箇所がこの基準に満たし登録されているところでございます。

この道の駅の認定条件は 24 時間利用可能な一定数の駐車スペース、トイレ、公衆電話、人が常駐する道路情報などを提供する施設を備えているものであります。これに加え多くの場合、その地域の文化、名所、特産物などを活用したサービスとして農産物直売所、売店、レストランなどが併設されています。

さらには、平成 16 年 10 月に発生した新潟県中越地震を契機に断水時でも使用可能なトイレ、非常食、飲料水の備蓄、停電時の非常用電源の各戸等の防災拠点機能の整備が要求されております。特に道の駅では、ドライバーが増加する中で、道路交通の円滑な流れを支えるため、一般道路にも安心して自由に立ち寄り、利用できる快適な休憩のためのたまり空間の機能がとめられております。

そのため、道の駅の認定に際しては、駐車台数が大きな要素となっており、当該道路の交通量、道路利用者のトリップ特性、大型車の混入率などを総合的に勘案して決定されるということですが、休憩目的の利用者がいつも無料で利用できる十分な要領の駐車場を確保するため、最低でも普通乗用車 20 台と大型車輛数台分のスペースを確保する必要があります。トイレの便器数についても利用者の集中への対応、内部清掃もより一層考慮して、

10 基を目安として条件が設定されております。

このように国土交通省から道の駅の認定を受けるためには、さまざまな施設整備が必要となることから、当町におきましては過去にも検討したことがございますが、これらを整備するだけの広い用地の確保は難しいのが実情でございます。

ご質問の旧丹三郎直売所は現況では道の駅の認定を受けることは困難であり、用地の拡張も地計上難しいところですが、一定の広さの駐車場スペースと厨房施設などもあることから、まちの駅、森の駅、川の駅、農の駅の地域特性に合わせた名称を用いて、道の駅の機能に類似する小規模な施設を整備している市町村もございます。

この施設を活用して、わさびやしいたけ、シメジなどをはじめとする農産物の販売を通じて、雇用の場の創出と特産品の販路の拡大を図ることについてですが、本施設は当町の東の玄関口に位置し、今後、多摩川南岸道路が順次開通することを踏まえると、吉野街道の交通量も増加していくことが予想されることから、この施設に道の駅に類似した機能をもたせるなどして、地域振興に活用していくことは重要であると考えております。

現在、定期的に農産物販売の活動を行っている奥多摩町農産物直売グループなど、関連団体等のご意見も踏まえながら、今後、ご提案のありましたいろいろな部分を踏まえて検討をしてみたいというふうに考えております。

○議長（前田 悦男君） 以上で6番村木征一議員の一般質問を終わります。

次に、5番杉村良一議員。

〔5番 杉村 良一君 登壇〕

○5番（杉村 良一君） 森林セラピー健康づくり事業の今後の展開についてお伺いいたします。

森林セラピー事業については、当町が平成20年に森林セラピー基地として設定を受けて以来、平成21年のグランドオープンを経て、現在では町外からの観光客を中心に多くの方々に参加をいただいております。現在、建設中の鳩ノ巣荘が完成した暁には、さらに多くの観光客が来町されるのではないかと期待しております。

まちでは町民の皆さんに森林セラピーを体験してもらうため、町民向けの無料体験ツアーを企画実施しており、平成23年度からは健康づくり事業の一環として、森林セラピー健康づくり事業がスタートしておりますが、現在までの参加者、実施内容についてお伺いいたします。

次に、本セラピー事業は第5期長期総合計画の中で観光産業事業拡大の最重点施策のひとつに数えられることが予測され、その波及効果は大なるものがあります。今後、この事

業をどのように展開、発展していくのか、広報活動を課題とされていますが、どのように対処するのかお伺いいたします。

○議長（前田 悦男君） 河村町長。

〔町長 河村 文夫君 登壇〕

○町長（河村 文夫君） 5番杉村良一議員の森林セラピー健康づくり事業の今後の展開についてのご質問にお答え申し上げます。

現在、まちが推進している森林セラピー事業についてですが、この事業は広大な森林を有するまちとして、森林が本来持っている人のこころや体にもたらすよい効果を生かし、森林の中で行うウォーキングや森林ヨガなどのプログラムなどを通じて、現代社会で暮らす人々が抱えるストレスや生活習慣病の改善、健康の維持・増進、病気の予防に役立てるとともに、あわせて宿泊や観光を通じた地域振興の相乗効果を図ることを目的に、平成18年2月より私が委員長として検討を開始し、平成20年4月に東京都初となる森林セラピー基地としての認定をいただき、平成21年から本格的に実施しているもので、一として、町民皆様の健康維持・増進と病気の予防。二として、都市住民の健康維持・増進と病気予防。三として、来遊者の確保と増加及び行動パターンの改革。四として、地域の振興の四つの主要な柱として目的に掲げ、事業展開を行っているところでございます。

1点目の森林セラピー健康づくり事業の現在までの参加者は、実施内容についてですが、この事業は一つ目の目的の町民皆様の健康維持・増進と病気予防に資するため行っているもので、森林セラピーがもたらす効果を多くの町民皆さんが体験し、認識をしていただくことで、こころと体の健康維持・増進を図るとともに、あわせて運動をする機会を設けているもので、平成23年度から一般財団法人奥多摩町地域振興財団に委託して実施しているものであります。

これまでの参加者及び実施内容でございますが、平成23年度は22回実施、延べ307名の町民の方に参加いただき、平成24年度では同じく22回の実施に延べ363名の方が参加しております。

また、平成24年度からは、さらに多くの町民の皆様が参加しやすい方法として、月2回のうちの1回を自治会単位での事業実施とし、平成24年度では3自治会で実施いただき、53名の皆さんが参加しております。平成25年度でも、既に五つの自治会で実施していただき、現在までに117名の皆さんに体験をしていただいております。

この事業の内容ですが、基本的には森林セラピーについて研修を受けた森林セラピーアシスターによるガイドウォークを中心に、そばうち、木工、森林ヨガなどの体験を組み合

わせて実施しております。

また、登山ストックのようなつえを使って歩くノルディックウォーキングや登山ハイキング、野鳥観察会などのメニューも行っているほか、通常の血圧測定、唾液検査に加えてまち保健師からの健康指導も実施しております。

この事業につきましては、平成 26 年度以降も実施してまいりますが、その際には毎回実施しているアンケート調査の要望などを踏まえ、また、自治会からの要望等も取り入れて実施していきたいと考えております。

次に、今後の事業展開や発展性、広報活動の課題に対する対処についてですが、本事業は先ほど申しあげましたように、ストレスや生活習慣病の多い現代社会のニーズに即した事業であると考えております。今後の事業展開につきましては、ただいま 3 番高橋議員の一般質問にもお答え申しあげましたが、企業や団体、他の自治体などの積極的な誘致を行うことで、さらに発展的な事業になるよう考えております。

しかし、企業との福利厚生事業や予防的なメンタルヘルス事業として受け入れる場合、対象者数も 1 回当たりの受け入れ人数も多く、十分な受け入れ態勢が構築されていない状況で実施した場合は、結果として満足度の低いものとなり、長期的な展望を考えますとマイナス要因となる可能性が大きいものと考えております。そのため、平成 26 年度からは NPO 法人森林セラピーソサエティの前理事長で医師であり登山家でもある今井通子氏が立ち上げた国際的な学会にも加盟する予定であります。この学会には千葉大学の宮崎良文教授や日本大学の李卿医師、一般財団法人奥多摩地域振興財団の評議員にもお願いしております。独立行政法人森林総合研究所環境計画室長の香川隆英先生など、日本の森林セラピー研究の第一人者や欧米韓国の研究者も加盟しております。

このような国際的な学会に加盟しますと、学会のホームページにまちの森林セラピー情報が英語に訳され、世界に向けて発信されるほか、学会が仲介者となり海外からのマスコミの取材や見学、学会が実施するイベントなどの誘致も図られることとなります。

なお、海外からの観光客を誘致する前にも受け入れ態勢の構築の必要性は同様であります。この受け入れ態勢にはスタッフ、ガイド、ヨガインストラクターなどのソフト面とロードや施設などのハード面の両面がございます。

この内、ソフト面ではツアープログラムの中心でありますガイドウォークを担当する森林セラピーアシスターにつきましては、今年度新たに募集を行っており、講習会と試験を経て、今月末にはこれまでの第 1 期、第 2 期生の計 23 名に加え、新たに第 3 期生が認定となる予定であります。

一方、ハード面では、まちの宿泊観光の拠点施設とすべく、鳩ノ巣荘の建設を行っているところであり、全室バス・トイレ付きのツインベッドルームが 27 室あり、97 名が宿泊でき、一部はバリアフリー対応ともなっていることから、お子様連れ、高齢者の方から外国人観光客の方に至るまで幅広い層の方にご利用いただける施設で、平成 27 年度にオープンする予定であります。

これらハード、ソフトの整備により、企業との事業実施が図られる体制となりますので、平成 26 年度中から本格的に誘致活動や広報活動を行う予定でございます。

具体的には、奥多摩町森林セラピー推進協議会に委員としてご協力をいただきました企業 2 社を始め、西多摩地域に事業所のある大手企業等へ訪問し、福利厚生事業担当者へ効果や内容を説明し、その後、体験ツアーに参加していただくことにより実感を得た上で契約に結びつけていきたいと考えております。

また、広報活動につきましても、現在は専用ホームページを主体としておりますが、先ほどご説明しました学会を通じての発信や日比谷公園や東京ビッグサイトなどで行われる大型イベントにおいて企業等への PR など、幅広い広報活動を展開する予定であります。森林セラピーは全国的に見ても第 1 期の認定が平成 18 年 4 月。現在の基地やロードの認定も全国で 53 カ所と事業所として新しいもので、ネーミングそのものの知名度や事業の普及もこれからの部分もございしますが、日本一の森林セラピー基地となるよう、引き続き努力してまいりたいと考えております。

また、森林セラピー事業の今後の展開による本事業の目的であります町民皆様の健康の維持・増進と病気予防によって、健康で長生きできるまちの推進。都市住民の健康維持・増進と病気予防による社会的な貢献。来遊者の確保と増加及び行動パターンの改革により、日帰り型観光から宿泊滞在型観光への転換。さらには本事業により地域の親交を引き続き推進してまいりたいと考えております。

○議長（前田 悦男君） 杉村良一議員、再質問はありますか。どうぞ。

○5 番（杉村 良一君） 質問はございません。私も第 5 期の長期総合計画の中で、観光産業の専門部会に入っております。大いに本件も議論しております。大変期待するところが大きいです。私個人としては広報活動が若干、今のやり方で大丈夫なのかという疑念を持っていたんですが、今、町長のお話を聞きますと、相当多くの外部団体、その他、学会イベントを活用して。なかなか森林セラピーというのは一般の人はなかなかまだ理解していないと思うんですけど、非常にそういう広報活動も活発にやられているということで安心いたしました。今後ともよろしく願いいたします。以上です。

○議長（前田 悦男君） 以上で、5番杉村良一議員の一般質問を終わります。

お諮りします。会議の途中でありますが、ここで暫時休憩にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田 悦男君） ご異議なしと認めます。よって、午後1時から再開といたします。

午前11時26分 休憩

午後1時00分 再開

○議長（前田 悦男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、4番原島幸次議員。

〔4番 原島 幸次君 登壇〕

○4番（原島幸次君） 4番原島幸次でございます。

それでは、2件質問をさせていただきます。

第1点目は、奥多摩駅周辺の再開発について。奥多摩駅周辺は、この数年で随分とさま変わりしました。住民の悲願であったタクシーの存続が平成25年4月1日に絶たれ、現在はあきる野市からタクシーが来ておりますが、冬場の今、不定期で営業をしている状況です。お土産物販売店の閉鎖、奥多摩交番の移転等が挙げられます。タクシーの存続はまち当局でも多方面に当たり大変ご努力されているようですが、高齢者方の要望に現在の確に応えているとは思えません。奥多摩交番の跡地には、奥多摩地域振興財団が入るとのうわさも聞いております。

また、駅前のトイレも老朽化しており、利用者のまちに対する印象に悪影響を及ぼしています。観光奥多摩を目指すためにも、今後、駅周辺の再開発は必要と思われれます。

駅周辺の総合的な再開発について、町としてのお考えがあるのか、また計画があるようであれば、ぜひ、お聞かせいただきたいと思います。

2点目でございます。地域包括支援システムの構築についてご質問させていただきます。

65歳以上の人口は現在3,000万人を超えており、国民の4人に一人が65歳以上です。また、団塊の世代約800万人が75歳以上となる2025年、平成37年以降は医療や介護の需要がさらに増加することが見込まれています。このため、厚生労働省においては、2025年を目途に、重度の要介護状態となっても住みなれた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい、医療、介護、予防、生活支援が一体的に提供される地域包括支援システムの構築を推進しております。

地域包括支援システムは保険者である市町村や都道府県が地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じてつくり上げていくことが必要とされています。

以上に基づき伺います。奥多摩町では 2025 年に向けて、3 年ごとの介護保険事業計画の策定、実施を通じ、どのような地域包括支援システムを考えておりますか。

2 点目が、厚生労働省で先駆的な事例とされる世田谷区での都市部での医療、介護、予防、生活支援、住まいの一体的な提供に関する取り組み。あるいは川越市の認知症施策と家族支援等を参考にするための視察等のお考えはございますかどうか。この 2 件についてお聞きします。

○議長（前田 悦男君） 町長。

〔町長 河村 文夫君 登壇〕

○町長（河村 文夫君） 4 番原島幸次議員の一般質問にお答え申し上げます。

始めに、奥多摩駅周辺の再開発についてですが、現在の奥多摩駅前のトイレなどの施設は、平成元年に実施した奥多摩駅前周辺地区景観整備計画に基づき、平成 5 年度から 7 年度にかけて整備を行ったものであり、奥多摩駅はまちの観光の玄関口であり、登山のベース基地となっていることから、観光客をもてなす空間として。また、奥多摩観光の凝縮されたイメージを伝える空間として整備したものであります。

このようなことから、整備のコンセプトを単に駅前を美しくしていることや、観光産業の活性化のためだけではなく、そこに住む人々が自分のまちに誇りと愛着を持てる豊かな住みやすいまちにするとともに、訪れる人にやすらぎや潤いを与えるリフレッシュ空間へのゲートをつくっているものと捉え、計画を策定したものでございます。

この計画に基づき、奥多摩駅周辺の整備は平成 5 年度に観光案内所、平成 6 年度にトイレとタクシー事業者の詰所を合築で整備するとともに、平成 7 年度には広場のカラー舗装及び氷川交差点までの歩道をインターロッキングブロックで整備をいたしました。

特に観光案内所とトイレのデザイン・設計は、工学院大学建築学部へ委託し、案内所脇のオブジェは蠟人形作家赤川正義氏の「森と泉と命の木」という作品で、奥多摩の自然、動物を銅版の樹木に整列させ、観光案内所とともに奥多摩駅のシンボルとして、当時、話題となり、現在に至るまでまちを訪れる多くの観光客に対するさまざまなサービスや水飲み場、待ち合わせ場所として利用されております。

これらの施設は、既に整備から今年で満 20 年が経過し、現在ではトイレをはじめ、各施設の老朽化が目立ってきております。この内、トイレは大便器のほとんどが和式であることから、今後は衛生的な洗浄機能を持った洋式トイレ化を図っていく考えであり、また、

タクシー事業者詰所につきましては、京王自動車株式会社の所有であることから、平成 24 年 3 月にタクシーが撤退後は使用していない状況が現在まで続いております。この京王タクシー撤退後の駅前の配車につきましては、あきる野市に事務所がある株式会社リーガルマインドが平成 24 年 6 月から今年 1 月までで、主に平日は 1 台、休日は 2 台の配車を継続的に行ってきております。

奥多摩駅前の広場の利用に関しまして、土地の所有者である J R 東日本株式会社の許可がなければならぬことから、まちでは一昨年から八王子支社と利用に関する協定を取り交わすための交渉を行ってきたところですが、このたび、この協定内容が整ったため、3 月中に調印できる見通しとなってまいりました。

また、警視庁奥多摩交番につきましても、平成 25 年 12 月の移転に伴い、跡地は町有地であることから、この 3 月中に更地にした上で舗装を行い、まちに変換されることとなっており、4 月以降は当面の間、一般財団法人奥多摩地域振興財団のマイクロバス等、所有車輛の駐車場として利用していく考えであります。

このほか、駅周辺には空き店舗などもあり、これらの活用の検討もあわせて行うことも必要と考えております。

このようなことから、奥多摩駅周辺の総合的な再開発につきましては、現在多くの住民の方々に参画をいただき策定作業を行っていただいております。第 5 期奥多摩町長期総合計画の中でも議論をいただいていることから、基本計画及び実施計画にも位置づけ、計画的な事業化を図ってまいりたいと考えております。

今後の具体的な整備の方向、内容につきましては、検討委員会を設置し、関係者のご意見などを踏まえ、さらに検討してまいります。

次に、地域包括支援システムの構築についてのご質問にお答え申し上げます。

議員からご指摘があったように、現在、日本全国で 65 歳以上の高齢者が 4 人に一人という状況であり、平成 23 年度の社会保障給付費や、これまで最高の 107 兆 4,950 億円に達しております。この超高齢者会派今後ますます進行することが予想されており、特に介護保険の認定率が高くなる 75 歳以上の後期高齢者については、日本全体が高齢化する中で団塊の世代といわれる昭和 22 年から昭和 24 年生まれの方々が 75 歳に到達する平成 37 年度には 2,000 万人を突破すると見込まれております。当町におきましても、この 2 月 1 日現在で 65 歳以上の高齢者が 2,548 人、割合として 45.1%。75 歳以上では 1,463 人、割合として 25.9%となっており、介護保険法が開始された平成 12 年当時と比較すると、この 13 年間で全人口では 2,237 人、28.4%の減となりますが、65 歳以上の高齢者では 147 人、6.1%

の伸び、75歳以上では327人、28.8%の伸びとなり、人口に占める高齢者の率は増加しており、さらに高齢者全体に占める後期高齢者の数が増加していることとなります。

こうした状況から、国全体の医療介護、要支援認定者数は平成12年度と比較して平成25年4月現在、346万人増の564万人。約2.59倍で、ここ数年増加ペースは早くなっております。当町でもこの間に157人増え392人、約1.67倍となっており、介護費用で比較しても国全体では平成12年度と平成24年度を比較すると4.6兆円増加し8.2兆円、約2.3倍となり、まちでも平成24年度決算では3億3,000万円増の7億1,000万円と約1.9倍となっております。

国では社会保障全体の見直しのため、社会保障改革プログラム法案を国会に上程し、昨年12月5日の参議院本会議で可決成立。社会保障制度改革に関する各種制度の肯定表は決定されております。これに先駆け、既に報道等でもご承知のことと存じますが、社会保障審議会、介護保険部会でも審議が行われました。私も全国町村会の藤原会長の代理として、この介護保険部会に出席し、小規模町村の立場から、今回、厚生労働省が考えている介護保険関連の改正について意見を申し上げてまいりました。

この結果、この2月12日に地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律が、閣議決定され、同日、衆議員本会議に提出されました。

この法律は持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する、法律意に基づく措置として、効率的各市の高い医療提供体制を構築するとともに、地域包括システムを構築することを通じ、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するため、医療法、介護保険法等の関係法律について、所要の整備を行うもので、介護保険法の関係では、地域包括ケアシステムの構築と費用負担の公平化が主な内容となっております。

ご質問の地域包括支援システムは、一般的には地域包括ケアシステムと言われるもので、厚生労働省では、利用者のニーズに応じて、適切に提供され、これらのサービスが入院、退院、在宅復帰を通じて、切れ目なく継続的に提供されることとしております。

そのためには、生活上の安全安心、健康を確保するために、医療や介護だけではなく、福祉サービスを含めたさまざまな生活支援サービスが日常生活の場で適切に提供できるような地域での体制が必要であるとされ、その結果、高齢者ができるだけ長く地域社会で生活が続けられるとしております。第1に、利用者のニーズによって、保健・医療・介護等のサービスが包括的に提供されること。第2に、自助、共助、公助は活用される仕組みをつくり上げること。第3に、介護保険制度のもとでの要介護、要支援高齢者を対象にする

だけではなく、高齢者全体を対象にするものであることとして、具体的に医療・介護・生活支援・介護予防・住宅の五つのサービスを挙げ、これらのサービスを充実し、利用者が利用していくことで地域包括ケアを推進していこうとするものであります。

ご質問の1点目。3年ごとの介護保険事業計画の策定実施を通じ、どのような地域包括支援システムを考えているのかでございますが、現在、まちの高齢者施策の最大の課題は、広大な地域に集落が点在している状況で、要介護認定を申請する前の段階から、どのようにかかわりをもっていくかということで、まちの地域包括支援センターを中心に、保健師、民生児童員、警察、消防、郵便局、電気、ガス、水道事業者等の関係機関が連携して情報収集に当たり、少しでも早くサービスを必要としている高齢者に手を差しのべられるかということだと考えております。

このため、早急にこうした関係機関とのネットワークを構築し、さまざまな角度から地域の高齢者の皆さんのニーズを把握していく必要があります。

平成26年度に策定する第6期介護保険事業計画におきましても、このネットワークを早急に推進し、高齢者が少しでも長く住みなれた地域で暮らし続けることができるようなシステムを構築していきたいと考えております。

2点目の厚生労働省で先駆的な事例とされる世田谷区、川越市等を参考にするための施策等の考えがあるかについてでございますが。この二つの自治体は当町に比べ都市部にあり、特に世田谷区では早くから24時間体制でのホームヘルプサービスに取り組む事業所があるなど、当町の4分の1の面積に80万人を超える人口がありながら、効率的に在宅での介護サービスが行われる環境にあり、高齢者のニーズに応えるだけの介護事業所も十分あるなど、当町とは全く環境が異なっておりますので、先進的な事例としては参考になると思っておりますが、具体的な視察等は現在考えておりません。

また、認知症施策と家族支援の観点から、川越市について参考にしたらどうかというのがご意見ですが。当町でも認知症高齢者は徐々に増えておりますが、なかなか初期の段階で把握することが難しく、重度になってから要介護認定の申請に至るケースが多く見られます。このため、この3月17日の午後、認知症サポーター養成講座を開催し、西多摩地域の認知症疾患医療センターに指定された青梅成木台病院の専門職の方に講演を行っていただく予定であります。

さらに、平成26年度には、認知症高齢者を抱える家族の支援として、認知症高齢者家族会を発足したいと考え、立ち上げの準備を進めてまいります。このため、川越市の視察につきましても、世田谷区と同様に参考にさせていただきながら、当町の状況に見合った

形の施策を行いたいと考えております。

特に、世田谷区、川越市については、確かに厚生労働省が指定した先駆的な非常に多くの方が住むところの部分の事例の研修をしたものでございまして、先ほど申し上げました介護保険部会の中でも、今、全国に900からある町村については、そのやり方等がモデル事業でやるだけでは、小さな町村については財源の問題、人の問題等々を含めて、同列には語れないので、それぞれの900の町村が知恵を絞りながら、この包括支援センターを自分のところで持っている人材を活用しながら、どうしていくかということが一番問題である。また、それに伴うシステムの問題、それから医療医師との連携等々を含めて、財源手当を国にしっかりとしてほしいという要望をしまりました。

以上でございます。

○議長（前田 悦男君） 原島幸次議員、再質問はありますか。

○4番（原島 幸次君） 再質問ではございませんが、1点目につきましては、奥多摩駅周辺の再開発ということだと、非常に開発には多額の資金が必要になりますし、奥多摩町の財政から見れば非常に困難なところもあると思いますが、ぜひ、前向きに考えていただいてお進めいただければありがたいなど。

また、駅前の電線の地中化等も視野に入れていただければありがたい。

それから、2点目の包括支援システムの構築なんですけど、だんだん奥多摩町も高齢化になってまいります。また、地域が先ほど町長申し上げましたように、非常に広うございませう。その中でネットワークの構築大変だと思っておりますが、どうか、高齢者の住みよいまち、住んでよかったまちにするためにも、まちあるいは官民一体となった何か構築ができればありがたいのかなと思ひまして、質問を終わらせていただきます。以上です。

○議長（前田 悦男君） 以上で4番、原島幸次議員の一般質問を終わります。

次に、10番竹内和男議員。

〔10番 竹内 和男君 登壇〕

○10番（竹内 和男君） 町民の安定した生活と住みよいまちづくり対策について、お伺いをいたします。

都知事選挙も終わり、新たな知事が決まりましたが、東京都の政策も変わると思ひます。

また、今年の4月からは消費税が5%から8%に上がることになり、平成26年度からはさらなる厳しい年が始まり、町民にかかる負担は大きく生活も大変になってくることと思ひます。

奥多摩町には高齢者が多く、まちの活性化を図るには若い人の働ける場所や定住化が必

要だと思いますが、現在進めている奥多摩町子育て支援、若者定住化支援の事業についての実施状況を伺いたい。

また、町民生活が安定し、住みよいまちづくりをこれからどう展開していくのか、町長の考えをお伺いいたします。

以上。

○議長（前田 悦男君） 河村町長。

〔町長 河村 文夫君 登壇〕

○町長（河村 文夫君） 10 竹内和男議員の町民の安定した生活と住みよいまちづくりの対策についての一般質問にお答え申し上げます。

冒頭、お話がありましたように、新しく知事が誕生いたしました。舛添知事が 10 日に就任して以来、また、選挙中の公約等もそうでございますけれども、厚生大臣経験者ということで高齢者の問題、少子高齢化対策については力を入れていきたいというお話もございます。

そういう点では、今後の福祉策というのは多少レベルアップといたしますか、私たち地域の者が考えている方向に向くのではないかというふうに思うところでございます。特に大きな変更はないと思っておりますけれども、知事が不在のときに 6 兆 6,309 億円という暫定予算を組みました。新しい知事もこの予算については、そのままいくと。既に自分自身が公約をした新しい目立ちというのは 7.7 億円の補正予算を組んで、その中の一部を実行すると。さらには、自分自身の政策あるいは将来に向かっての部分については、来年度予算の中で舛添知事として、自分自身のカラーを出していきたいというふうに議会等々で答弁をしております。また、マスコミの報道等もそのような報道をされておりますので、新たな施策等々を含めて、これから市長会、町村会等力をあわせながら、財源の確保を図ってまいりたいというふうに思っているところでございます。

始めに、現在進めている奥多摩町子育て支援、若者定住化支援の事業についての実施状況ですが、現在の当町の喫緊の課題は若者の定住促進、少子化対策であることは言うまでもございませんが。私は町長に就任して以来、一貫してこの若者定住化、少子化解消施策の第一番目と考え、さまざまな施策を行ってまいりました。特に平成 16 年に多くの住民の皆さんのご協力をいただき策定した平成 17 年度から実施している第 4 期奥多摩町長期総合計画を推進していく中で、先導的な役割を果たす戦略的な取り組みとして五つの奥多摩創造プロジェクトを設定いたしました。それぞれのプロジェクトにおいて共通している施策は消費者対策であり、若者の定住化対策であります。

そのため、平成 18 年度には、定住の促進を目的に、まちが住宅用地を整備し、安価に分譲する事業を開始し、平成 20 年度には地域全体で子どもや子育てを支援し、保護者の経済的負担の軽減を図ることで、住民の皆様が安心して子育てができる環境を整備することを目的に、子ども子育て支援推進条例を制定し、現在、出産前から 20 歳までの子ども子育て支援策として、14 の事業を実施、幅広い支援を行ってまいりました。

さらに平成 21 年度には、若者世代の定住を応援し、若者世代の増加を図ることにより、豊で活力のある地域を目指して、若者定住化応援条例を制定し、町内に定住する目的で住宅を新築・増築等をした場合に借入金の利子補給をあわせて最大で 250 万円の補助金を交付する制度も実施しております。と同時に、町内に数多く点在する空き家を友好的に活用するため、空き家バンク制度も創設いたしました。これらの施策を推進してきた結果、棚沢土地区分分譲地につきましては完売となり、地域の活性化につながっているほか、国の研究経済対策臨時交付金を活用して、海沢地区に 9 戸の若者住宅を建設し、現在、9 世帯、32 人の若者夫婦が暮らしている地域となっております。

子ども子育て支援推進事業につきましても、事業の拡大を図っており、子どもを産み育てていく上で、大きく寄与しているものと考えております。

このことから、年間の出生数にも影響しており、平成 21 年度には 10 人だった出生児が 22 年度以降は 20 人前後を保っております。これらの事業は高度経済成長期のニュータウン建設時のように、爆発的に人口が増えるといった大規模なものではありませんが、日本全体の人口は減少している中でも、コツコツと地道に推進することで、次代を担う子ども達を産み育てる環境づくりを行ってまいりたいと考えております。

さらに、平成 24 年度には、これまで申し上げてきた各種施策に関係する全ての課が横串となって現状を認識し、課題や情報を共有し、まちが一丸となって総合的に行う少子化対策、若者定住化対策が重要であると考え、少子化対策、定住化対策総合計画、緊急 3 年計画を策定し、概要版の配布とあわせて、子育て支援、定住応援情報誌も全戸に配布させていただき、まちの子育て支援の内容や若者定住に対する支援等を広く周知させていただきました。

また、関係機関や企業等に対しましては、若者が定住するには、まずもって町内に働く場所があることが重要でありますので、企業等より雇用情報を提供していただき、町でのくらしを希望し、仕事を探している方のそのニーズにあった雇用情報を提供し、定住しやすい就労環境を整備する仕組みも検討しております。

さらに、若者の定住には結婚に至る出会いが重要であると考え、20 歳以上の独身の男女

が安心して出会うことができるよう、奥多摩町出会いの場ふれあいサポートセンターを開設し、さまざまなイベントを開催することで、男女の出会いができ、結婚、定住に結びつけばと考えております。

このふれあいサポートセンターの設置は、これまで町議会が丹波山村、小菅村議会との共同で行っていたお見合いパーティと並行して運営しておりますが、独身の若者にいろいろな方面からさまざまな機会を提供することで、よい結果が出てくることを期待しているものでございます。

次に、これからのまちづくりをどう展開していくかであります。まちでは現在、平成27年度から向こう10カ年を計画期間とする第5期奥多摩町長期総合計画の策定作業を行っております。この第5期奥多摩町長期総合計画は、まちづくりの最上位計画として計画行政の中の中核をなすものであり、まちの指針であるというふうに思っております。まちが進むべき方向を明らかにし、そのために必要な施策を体系化して示すものであります。

この策定につきましては、住民50名の方々にご参加をいただき、奥多摩町まちづくり計画住民委員会を平成25年10月28日に設置し、町長から第5期奥多摩町長期総合計画について、基本構想及び基本計画の諮問をいたしました。この50人からなるまちづくり住民委員会の構成は、条例に基づき町議会議員の方5名、識見を有する方10名、町内各種団体から選出された方20名、公募により選出された住民の方10名、そのほか町長が必要と認める方5名となっております。既に全体委員会を2回開催するとともに、先進的なまちづくり活動を行っている岐阜県岐阜市から講師をお招きし、まちづくりの講演会も開催いたしました。

この会議の内容でございますが、第1回全体会議及び平成26年1月18日に開催した第2回全体会議における中間報告の概要につきまして、既にまちホームページ上で資料を公開しております。さらに、委員の方々には生活環境、健康福祉、環境産業、教育分野、行財政の五つの専門部会に分かれ、現在、それぞれ5回から6回におよぶ会議を開催し、精力的な議論を重ねていただいているところでございます。聞くところによりますと、さまざまな建設的なご意見をもとに、現在、提言書としてまとめている段階であるというふうに報告を受けております。

このまちづくり住民計画委員会から、最終的には町長に提言書という形で答申をいただく予定になっております。その後、この資料をもとに、まち職員で基本計画の細部を詰めたいうえで、素案としてパブリックコメントの募集を得て、第5期奥多摩町長期総合計画の基本構想として町議会にお諮りしていく予定となっております。

また、決定後は計画書を役場や出張所、図書館に配備するとともに、ホームページなどで広く公表し、計画の実現に向けて住民皆様のご理解とご協力をいただきたいと考えております。この計画を着実に具現化していくために、より詳細な内容となる実施計画を体系的に作成し、住民皆様の安全・安心の確保、若者の定住促進や子育て支援の充実を始め、誰にとりましても住みよいまちを目指して、さまざまなまちづくり事業を住民の皆様と協働で計画的に実施してまいりたいというふうに思っております。

先ほどもお話をさせていただきましたけれども、この長期計画というのはまちの基本的な指針であります。いろいろな事業を進めるにおいても、これを基本として、そこからどのように枝葉の問題を具現化していくかということではないかというふうに思っております。特に今、中間的な報告も私も読ませていただきましたけれども、いろいろな皆様がいろいろな形で非常に多くの意見を議論しているところでございます。そういう点では、最終的な答申に向けて、まだ部会で議論が足りないから延ばして議論をしようというところも出ているようでございまして。これこそがまさに住民自身が自分たちのまちの計画を自分たちで将来の10年間をつくっていくという熱意のあらわれではないかなというふうに思っております。その熱意のあらわれを答申にいただいた段階では、今申し上げました手続を得て、議会の皆様方にご提案をし、議論をして将来の10年間の基本構想あるいは基本計画をつくってまいりたいというふうに考えております。

○議長（前田 悦男君） 竹内和男議員、再質問ありますか。

○12番（竹内 和男君） ありません。

○議長（前田 悦男君） 以上で、12番竹内和男議員の一般質問を終わります。

次に、1番石田芳英議員。

〔1番 石田 芳英君 登壇〕

○1番（石田 芳英君） 私からは1項目について質問させていただきます。

質問に入ります前に、今回の大雪で被害をこうむられました多くの方々に対しまして、ここからお見舞いを申し上げたいと思います。

2月の雪害状況と今後の大雪対策についてでございます。

奥多摩町では2月8日土曜日の大雪、そして同月14日金曜日の大雪と2週連続で大雪に見舞われました。試験的に私の自宅敷地内で計測しましたところ、8日の積雪は50センチ、14日は70センチもありました。今回、このような連続した大雪に見舞われ、大小の雪崩や倒木等により、国道との町道等の交通が遮断され、特に小河内地区、日原地区が孤立状態となりました。役場職員の方々も昼夜兼行で対応され、そして消防団、消防署、警

察署あるいはボランティアの方々も各部署で対応されました。また、除雪担当業者の方々も休日返上で除雪作業をされ、そして16日曜日夜からは陸上自衛隊第1師団第1施設大隊の災害派遣部隊の隊員が派遣され、除雪作業等にご尽力いただきまして、危機的状況を脱しました。これらの検診的な活動に対しまして、こころより感謝申し上げたいと思います。

また、生活道などの除雪では、地域住民の方々も協力して人力で除雪作業に携わりましたが、10数年前に各自治体に支給された除雪機械は耐用年数が過ぎたり、故障等の原因でほとんど稼働しなかったとのことでございます。地球温暖化等を原因として気象環境が大きく変化し、夏場は高温多湿で台風の被害が多くなり、また、冬場は大雪等に見舞われる危険性が、今後ますます増大してくることが予想され懸念されます。

以上を踏まえまして、以下、質問させていただきます。

①今回の雪は近年まれに見る災害をもたらしましたが、町で把握されている当町の被害状況の概要についてお伺いいたします。

②災害における自助、共助の方針がありますが、各地域は過疎化、高齢化が進み、人力による除雪作業等は次第に困難になってくると思われ、ある程度の機械化が必要であると考えます。自治会への除雪機械の今後の更新や操作訓練等の必要性についてお伺いいたします。

3番目、また、民間の個人や団体等が同様の除雪機械を購入する際の補助制度の有無や、その必要性についてお伺いいたします。

以上、3点についてご所見をお伺いいたします。

○議長（前田 悦男君） 河村町長。

〔町長 河村 文夫君 登壇〕

○町長（河村 文夫君） 1番石田芳英議員の2月の雪害状況と今後の大雪対策についての一般質問にお答え申し上げます。

地球温暖化の影響からか、夏場には日本各地でこれまでに経験のしたことのないような、集中豪雨が発生し、また日本の最高気温が記録されるなど、異常気象の現象、2月には日本列島の南海上を通過した南岸低気圧の影響で50年に一度といわれる想像をはるかに超える大雪に見舞われ、町内でも国道、都道の通行止め、JRの運休、停電、また孤立化などにより、不便な生活を強いられました。

国道、都道につきましては、14日の夜には全線が通行止めとなり、それ以降、23日の午前8時に通行止め区域内の住民、生活物資の運搬に関する車両、インフラ整備、区域内

の住民の移動に関する車両等が通行解除となるまでは、一般車両の通行はできず、JRも21日の夜ようやく運行を開始いたしました。

町では2月8日の大雪でも雪崩による通行止め、生活道路の積雪などにより、都知事選挙で投票開始時間の繰り下げなどの影響は出たところではありますが、その残雪がある中、14日午後からは、それを上回る大雪となりました。

今議会初日の冒頭で副町長からも報告をいたしました。小河内地区、日原地区の自治会では16日は最大で266世帯、494人の住民が孤立化状態となり、このような状態は徐々に解消しながらも、最終的に全世帯が解消されたのは23日の午後1時まで続きました。

この間16日に派遣要請をした陸上自衛隊東部方面隊第1師団第1施設大隊、第1中隊が24名、除雪機4台を含む15台の車両で災害支援として町に入り、到着した夜から町内の建設業組合の方々についても24時間体制で除雪作業に取り組んでいただき、そのほかにも奥多摩消防署、青梅警察署、警視庁機動隊、あわせて地域住民皆様にも自宅周辺の除雪作業にご協力をいただいたところでもあります。

また、孤立した皆さんへ食料、燃料、医薬品などの物資を輸送するため、自衛隊の別部隊により搬送するとともに、安否確認も行っていただくなどの対応を行っていただいたところがございます。と同時に、22日23日には社会福祉協会のボランティアセンターで災害ボランティアを募ったところ、東京都内だけではなく、近県も含め、合計118名の参加があり、町内各所で活動をいただき、特に生活道、通学路の除雪をいただいたことにより、住民が安全で安心な生活を送れることになりました。

このように多くの方々のご協力をいただいたことにより、大きな被害もなく、落ちつきを取り戻したところがございます。しかし、今後も年間を通して異常気象が予想されますので、今回のことを教訓に町でも体制を強化するとともに、各自治会の自主防災組織と連携をした取り組みについて、さらに対応をきめ細かくしてまいりたいと思っております。

ご質問の第1点目、今回の大雪での町の把握している被害状況ですが、14日に雪害対策本部を設置して以降、対策本部へ連絡のあった範囲では重症1名を含む負傷者が4名、雪崩の流入や落雪の損壊などの住家の被害が9件、倉庫・カーポートなどの損壊が14件、雪崩の危険性、生活物資の不足などにより避難した方が11名となっております。

避難者は地域の生活館へ4名、その他は親戚、知人宅であり、生活館へ避難された4名の方につきましては、既に自宅に戻っております。

その他の被害状況につきましては、現在自治会長へ調査依頼をしておりますが、対策本部へ報告されている以外にも雪の重さ、屋根からの落雪によるカーポートの損壊、車両の

損傷などが見られることから、住宅の被害を含め、件数は増加するものと考えております。

2点目の自治会への除雪機械の更新や操作訓練の必要性ですが、平成10年に町で小型の除雪機を購入し、各自治会と主要公共施設へ設置をいたしました。これは当時も大雪があり、各自治会で除雪に苦勞したということから購入したのですが、操作も簡単であり、導入当初は各自治会で活用されておりました。年数が経過し、故障などが原因で今回の雪では活用されている自治会は少なかったようであります。

高齢化により、人力での除雪は困難になり、除雪機を導入することで負担がかからずに除雪を行うことができますが、今後の更新につきましては、これまでの自治会での活用状況は特殊性を伺いながら導入についての検討を図ってまいりたいと思っております。

前回導入した機械については、これは非常に今回みたいな大雪を想定したものではなくて、一年に15センチなり20センチの雪が降り、かつ高齢化が進んでいるので、それを機械によって排除しようということで配付をいたしました。もちろん老朽化もありましたけれども、今回の大雪に対応するような機材ではなかったというふうに私は思っております。

そういう点では、今後も含めてでございますけれども、今回些少でございますけれども、先に雪害対策等々をして、小河内地区等遠隔地についてどうするかということ、従来考えてまいりました。今回は小河内地域に除雪あるいは土砂の排除等を含めて、重機を1台昨年議会の中で議決をいただいて、購入いたしました。その重機に今回は非常に活躍をしていただきました。ただ、重機を置く場合には、それを運転するオペレーターが必要でございます。具体的な名前を出して大変恐縮でございますけれども、峰谷地域に1台を配して、議員である酒井正利議員、また息子さんが昼夜にわたってこの機会をオペレーターしていただき、非常に効果があったのではないかなというふうに思っております。

また、町においては、氷川のキャンプ場の上に町自身の重機を1台配備しております。これも活用させていただきました。それから体験の森、栃寄にも1台配備しておりますので、これについても活用いたしました。

今ご質問のありましたような、石田議員からの機材の部分に関しては、今後はちょっと考えていかなければいけないのかなと。あのような小さい機械では、到底対応できないというふうに私は考えております。ましてや都道、国道等大きな道路については、全く使えません。したがって、国道、都道等については、今後管理をする東京都について、いろんな点から今回の教訓を生かして、意見具申をしてまいりたいというふうに思っております。

さらに、高齢化した地域については、今後どうするかという問題が残っておりますけれ

ども、いずれにいたしましても、緊急事態のときには自助・共助、この辺を私どもの町の一番の良さとしてお互いに住民自身が認め合いながら、力を合わせて、まずスタートをしていくということではないかなというふうに思います。

重機を買う、あるいはそういうものを配備する、これは何十年に1回起こるか起こらないときに、そのような大きな重機を購入しておくことが費用対効果で本当にいいのかどうか。それは住民の皆さんに負担がかかるわけですから、住民の皆さん自身が一番最初の共助については、これからもご協力を賜り、それによって高齢者が多いところについてはどうしていくのかというふうに考えるのが、妥当な判断ではないかなというふうに私は思っております。

次に3点目の、民間の個人や団体等が除雪機を購入する際の補助制度につきましては、町が助成する除雪機の目的はあくまで住民皆さんにつきましてであります。今申し上げましたように、私自身が考えていることは、一般の除雪機の配備もそうでございますけれども、今考えているようなことでございますので、一般の人の購入、また団体の購入については、全く考えておりません。

今回のそういう部分でまだまだ今後検討しなければならない問題というのはたくさんございますので、これを契機にして、都、関係機関と十分に協議をしながら、一朝有事の際、危機管理をどうしていくかということを考えていきたいと思っております。

危機管理については、早く立ち上げ、多くの人たちに協力を得ながら、最初に出発するということが一番原点でございまして、そういう点では今回の町の立ち上げも含めて、それなりに機能したのではないかなというふうに自負をしております。

○議長（前田 悦男君） 石田芳英議員、再質問ありますか。

○1番（石田 芳英君） ご答弁どうもありがとうございました。

再質問というよりは、今回の大雪の感想といいますか、要望事項を述べさせていただければと思いますけれども。

今回の2回の大雪の後に小河内の方と日原の住民の方と、大雪当日やその後の状況について、いろいろとお話を伺いました。この中からいろいろな意見とか課題をおっしゃっていただいたんですけれども、一番大きな項目としては、災害情報の迅速で適格な発信の必要性があるのではないかなということがございました。

例えば日原方面では、電気は通じておりましたけれども、インターネット環境やNTT docomoの携帯電話は一時ダウンし、使用不能になったとのことでございます。情報が一時遮断された中で、住民の方々は非常に不安な日々を送っていたようでございます。

この場合、防災無線を有効に活用すべきではなかったのかなという意見を多く聞きました。平時の放送内容と災害発生などの非常時の放送内容、そして放送の運用の仕方はおのずと異なってくると思います。

例えば情報や交通が遮断された地域の方々には、現在の町全域の状況はどうなっているのか、そして除雪の進捗ぐあい、今後の見通しなどについて全くわからない状況下において、正午とか夕方とかに時間を決めて、定期的に情報提供を行い、住民の方々を安心させるということも非常に大事なのかなというふうに思います。

そのためには、平時とは全く別のいろいろな災害のケースに対応した災害時の防災無線の運用の仕方の方針を事前にしっかりと決めていただきまして、また平時から災害時の切りかえを迅速、適格に行えるような体制や仕組みを考える必要があるのかなというふうに思います。

また、ビジュアル的な情報提供をするツールとして、町ホームページがございます。その時々リアルタイムの写真や情報アップが可能でございます。災害情報や現況情報など目を通して情報を把握できる点、非常に重要なツールであると思います。

しかし現在のホームページ等の更新は外部委託されているということで、迅速そして臨機応変にアップできる状態ではないのかなというふうに思います。今回の大雪を教訓にいたしまして、ある程度町の職員の方々が、緊急時は直接写真や情報をアップできるような体制が必要なのかなというふうに思います。

昨日連合審査会で新機種の防災無線の選定も行っていらっしゃるというお話でございましたので、相互交信が可能な新しい情報を更新システムなどの活用も視野に含めまして、技術の習得や、体制、組織を整えることをお願いする次第でございます。

町職員が少ない中、また簡単に、すぐにできる事項ではないと思いますけれども、今後想定される災害に対しまして、このような事項もぜひご検討されますよう、要望事項としてお願い申し上げまして、一般質問を終わりにしたいと思います。

どうもありがとうございました。以上です。

○議長（前田 悦男君） 以上で1番、石田芳英議員の一般質問を終わります。

お諮りします。会議の途中でありますので、ここで暫時休憩にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田 悦男君） ご異議なしと認めます。よって、午後2時10分から再開いたします。

午前 13 時 55 分 休憩

午後 2 時 10 分 再開

○議長（前田 悦男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

2 番宮野亨議員。

〔2 番 宮野 亨君 登壇〕

○2 番（宮野 亨君） それでは通告に従いまして、2 点にわたり、一般質問を行います。

初めに、今回の大雪で家屋の損害等、被害にあわれた方々にお見舞い申し上げます。とともに、いまだかつて経験のしたことのない、積雪の除雪に携わってくださった多くの皆様のご苦勞に心から感謝申し上げます。

1 点目の奥多摩町地域防災計画に大雪対策と火山灰対策の項目についてですが、今後も地球温暖化による大雪の可能性は高いと思われまます。町長の新年度調整に対する所信表明にもありましたように、今回得られた数々の教訓を最大限に生かし、大雪による被害を最小限に抑えるため、奥多摩町地域防災計画に早急に策定すべきと考えまます。

また、富士山噴火に対して静岡、山梨、神奈川県 の 3 県を対象に、広域避難計画がまとまったそうですが、奥多摩町にも火山灰による影響や、健康被害も懸念されると思いまます。町としても、富士山や桜島等の噴火による火山灰対策の項目も町の防災計画に加えるべきではないでしょうか。町としてのご意見をお伺いいたしまます。

もう 1 点、2 点目は要介護認定申請者の増加に伴い、要介護認定調査の実施回数について伺いまます。高齢化に伴い、要介護認定を申請する方が大変多くなっています。現行は認定調査の回数が月 2 回と伺いまましたが、要介護認定の請求者が多い場合、一時的にでもよろしいんですが、一時的に要介護認定調査の実施回数を増やす等の対策がとれないでしょうか。予算や人員の確保等、いろいろ問題があると思いまますが、要介護認定請求者の高齢化や病状の急変等を考えると、スピード感のある対応が必要と考えまます。町としてのお考えをお聞かせください。

以上、2 点よろしくお願いいたしまます。

○議長（前田 悦男君） 河村町長。

〔町長 河村 文夫君 登壇〕

○町長（河村 文夫君） 2 番宮野亨議員の一般質問にお答え申し上げます。

初めに、奥多摩町地域防災計画に大雪対策と火山灰対策の項目をですが、町の地域防災計画は、災害対策基本法の規定に基づき、町の実情に合わせて町防災会議で策定し、運用しております。この計画は災害対策基本法、第 42 条第 1 項の規定に基づき、町の地域にかか

る災害予防、災害応急対策及び災害復旧を実施することにより、各防災機関とその有する全機能を有効に発揮して、住民の生命、財産を災害から保護することを目的としております。

町では平成7年度に防災アセスメントを行い、町域における自然災害に対する自然的、社会的牽制を把握して、課題として安全、快適なまちづくり、地震災害に強いまちづくり、相互協力の地域づくりが掲げられております。

現在策定している計画では、第1編総則、第2編震災対策編、第3編風水害対策編、第4編大規模事故等対策編、第5編資料編で構成されており、第2編から第4編は地震災害、風水害及び大規模事故等に対する災害予防計画、災害応急対策計画、災害復旧、復興計画について定めております。

その内容は、災害予防計画は災害の発生を未然に防止するため、平素で実施する施策、施設整備の計画を。災害応急対策計画は災害が発生し、または恐れがある場合に防御し、応急救助を行う等、災害の拡大を防止するための計画を。災害復旧復興計画は、災害により被害を受けた施設の復旧にあわせて、将来の災害に備えた事業対策について計画をすることとしております。

ご質問の大雪対策と火山灰対策の項目を地域防災計画に、でございますが、市町村防災会議は毎年計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならないと規定されております。

平成25年第4回定例会で自然災害時に対する複数の一般質問をいただき、ご答弁をさせていただきますように、町で策定し、災害時の対応策を示している地域防災計画では、台風などの風水害等の職員の出勤態勢の基準が明確に規定されておらず、その時々での判断で職員を導入しているため、職員が出勤する判断基準を明確化し、災害時の対応に当たる必要性を感じたことから、副町長を座長として、災害時、自然災害、火災、職員対応マニュアル検討プロジェクトチームを設置、明確な出勤態勢の基準を定めるとともに、今後台風などの影響が予想される際には、各課で事前に被害を防ぐため、確認・点検をするマニュアルであるタイムラインを作成し、対応に当たると申しあげましたように、現在、その基準を作成しており、その中に大雪に対する項目につきましても、定める必要があると強く感じましたので、ご提言のように追加をしてまいりたいと考えております。

また、今回の大雪対応につきましても、どこの自治体よりも早く雪害対策本部を設置し、町職員が危機管理意識を持ちながら、対応できたと考えておりますので、今後の大雪対策につきましても、迅速に対応し、引き続き住民の皆様の安全・安心を確保してまいりたい

と考えております。

次に火山灰対策についてですが、富士山の噴火に対しては、静岡、山梨、神奈川の3県と国などで組織する富士山火山防災対策協議会で、初めて火山灰による避難対象者を3県で最大47万人と推定する広域避難計画をまとめました。これは火山灰が30センチ以上積もると、降雨時に水分を吸収した重みで木造住宅は倒壊するおそれがあることから、最も多い西風を想定した場合に、この降灰が見込まれる地域を対象としたものであります。

内閣府において、2004年に策定された富士山の火山灰が飛ぶ範囲、降り積もる量を想定したハザードマップでも、静岡と山梨県の県境では30センチ、東京都から千葉一体では2ないし10センチ程度の火山灰が降る可能性があるとしております。

独立行政法人防災科学技術研究所によりますと、火山灰が湿っている場合には建物が潰れるほどの加重を加える可能性があり、水とすぐにまざって、泥状になることで滑りやすく交通が困難になる要因になり、また送電線に降灰すると、高圧線が漏電して停電を引き起こすなどの影響もあると言われております。

火山灰は大気中に数カ月滞留することから、健康にも影響を及ぼし、大量に降った場合は水田の汚濁や農産物への被害が生じることともされております。このことから、町における火山灰の影響について調査研究をし、火山灰の対策につきましても、防災会議で検討をいただき、必要に応じて地域防災計画の修正について対応を図ってまいりたいと思っております。

宮野議員から提案いただきました2つの問題については、これは危機管理上、この先いつ起こるかかわからないという意味では、今回の教訓でいきますと、起こり得る状況を危機管理をするというのが危機管理の原則ではないかなというふうに思っておりますので、ご提案の問題につきましても、防災計画を含めて検討させていただきたいというふうに思っております。

次に、要介護認定申請者の増加に伴い、要介護認定調査の実施回数についてのご質問にお答え申し上げます。初めに介護保険利用までの流れについて申し上げます。

介護保険は原則として65歳以上の高齢者が介護の必要が生じたときに利用する社会保障制度ですが、初めて介護保険を利用しようとする場合、一般的には本人、あるいはご家族、ご親族が町保健センターに相談に来られて、利用される方の様子をお聞きしながら申請書を提出していただきます。

申請書を受けると町では専門職員等による認定調査を行います。認定調査はご本人やご

家族の方々から直接心身の状態、家庭での介護の状況について聞き取り、実際に歩く様子なども確認し、それらをもとに認定調査票を作成するものであります。

申請を受け付けた際に、日程調整も行いますが、ご本人だけではなく、ご家族も認定調査に立ち会うことを希望される場合、同居以外のご親族ではお仕事や家庭の事情で時間がかかる場合があります。

この認定調査と変更して、町からご本人のかかりつけの医師に主治医意見書の作成を依頼いたします。この認定調査票と主治医意見書の2つがそろった段階で、介護認定審査会において、審査判定が行われ、認定結果が出ることとなりますので、初めて申請される方には、申請から認定結果が出るまで、約1カ月程度かかりますという案内をしております。認定審査会において出される認定結果は、介護の必要がない被害等から要支援1、2、要介護1から5までの8段階に分かれており、実際にサービスを利用する場合にはケアプランの作成が必要となることから、ケアマネジャーと委託契約をし、ご本人にとって最もよいサービスを一緒に考えていくこととなります。

ご質問の要介護認定調査の実施回数についてですが、ただいま申し上げましたとおり、認定調査の回数は認定申請の件数と同じですので、認定申請が増えれば、認定回数の回数も増えることとなります。その上で、個々のケースで異なり、また原則として、申請があった順番に行っておりますが、病院等に入院されている方などで退院の時期が迫っているが、その後の介護の方針が決まっていない方などを優先する場合があります。

先ほど申し上げました認定審査会ですが、保険・医療・福祉の3分野から専門職の方に委員をお願いして開催しており、医師2名、保健師2名、福祉施設関係者1名の計5名で各分野の専門的な検知から意見をいただいております。

この認定審査会に出される認定調査票、主治医意見書は個人が特定できないよう、住所氏名は隠されており、純粹に心身の状態や家庭の状況などで介護の必要性が判断されることになっております。

当町におきましては、認定審査会は平成12年の介護保険制度の創立以来、一貫しておおむね月2回ずつ開催しており、平成24年度では12月を除き、計23回開催しておりますが、最も多い回では36人、少ない回で11人、平均して1回につき18名から19人の方の審査を行っており、これまでも審査会の回数を増やす必要は特に感じていなかったのが実情でございます。

今回議員から申請者が多い場合、一時的に要介護認定調査の実施回数を増やす等の対策がとれないかのご指摘でございますが、これまでも認定調査の件数が多い場合には民間

の居宅介護支援事業所、ケアマネ事業所に委託する等の方法もとっておりますが、ご指摘のように病状の急変等があった場合も十分考慮して、より早くより正確な認定調査が実施できますように努めてまいりたいと思います。

特にこの認定調査の回数、あるいは実施の状況でございますけれども、決してほかの町村に比べて認定までの期間が少ないということではなくて、先ほど認定まで至るまでの行程、日程をお話させていただきましたけれども、それは若干今いろんな意味で少し面倒な部分があるかな、あるいはそれについてはきちんと、どの人も同じことをやらなきゃいけないということでもありますから、その部分に時間がかかるということはやむを得ないのかというふうに思っております。

もちろん、審査回数を増やすというのは、これは当然できるんですけれども、それ以前に書類がきちんと、さっき言いましたように主治医を含めてそろわないと、認定審査会に持ち込めませんので、認定審査会だけではなくて、それ以前の手続にもご協力、ご理解を賜りたいと、このように思っているところでございます。

○議長（前田 悦男君） 宮野亨議員、再質問はありますか。

○2番（宮野 亨君） 再質問が1点ございます。

防災計画のほうなんですけれども、偏西風が強まるこれからの時期に、スギ花粉の10分の1ほどの粒子で吸い込むと肺の奥まで入りやすいと言われているPM2.5に対しては、呼吸器や心臓に病気がある人や、高齢者、子どもの体調管理には十分注意しなければなりませんと報道にありました。火山灰対策に加え、PM2.5への対応もご検討していただきたいと思いますが、いかがでございましょうか。よろしくお願いします。

○議長（前田 悦男君） 総務課長。

○総務課長（井上 永一君） それでは宮野亨議員の再質問にお答えいたします。

PM2.5につきましては、今大分報道等でもされておりますけれども、物を燃やしたときに排出される有害物質であるということで、中国では火力発電、工場の廃棄物、車の廃棄ガス、家庭で使用される石灰を燃やす煙など、おおむね無規制状態で放出され続けているということで、日本ではある程度規制されておりますので、問題ないんですけれども、中国から飛んでくる部分で非常に日本海側ですとか、今福島県のほうまで影響が出ているというような新聞報道もございます。

健康への影響ということで、今議員からお話があったとおり、粒子が非常に小さく、肺の奥まで入りやすいということで、ぜん息などの症状を悪化させたり、肺がんのリスクが出るということでございます。

町ではこのPM2.5の情報については、今日本気象協会あるいは東京都などで発表している情報を注視して見ているところがございますけれども、影響が確認される場合には不要不急の外出を控えたり、屋外での長時間にわたる激しい運動を控えるよう注意喚起をしていく必要があるというふうに考えております。

なお、このPM2.5の対策ですけれども、これにつきましては地域防災計画というより大気汚染という観点で、住民課のほうでも定めております環境基本計画、この中で大気汚染に関する項目での規定をする必要があるのかなと感じております。この問題につきましては住民課と協議をしながら、対応等図ってまいりたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

○2番（宮野 亨君） それでは質問を終了させていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（前田 悦男君） 以上で、2番宮野亨議員の一般質問を終わります。

次に、11番清水典子議員。

〔11番 清水 典子君 登壇〕

○11番（清水 典子君） それでは、先日の大雪であり雪害に対しまして町長を初め職員の皆様方につきましては、大変ご苦労さまでした。また被害にあわれた方々には、心よりお見舞いを申し上げます。

それでは、大雪による今後の課題や対応について、質問をさせていただきます。

2月8日、2月14日から15日の大雪で、町全体が一時陸の孤島と化し、全ての交通機関、公共機関がとまってしまい、多くの住民が大変不便な生活を強いられました。町としても町長の指揮の下、雪害対策本部を立ち上げ、情報の収集、あらゆる機会への対応に当たりましたが、余りにも多い積雪で、町内全域が麻痺してしまいました。そして自衛隊への出動要請を行い、機動隊、消防、国道、都道、町道の除雪に昼夜を問わず当たられたことには申すまでもありません。感謝を申し上げます。

しかしながら、奥多摩町は広範囲で、思うように除雪が進まず、孤立化ゼロに至るまで10日もかかりました。防災無線で放送されるほかは、テレビや新聞、これは二日くらいおくれてまいりました。インターネットで知るくらいで、住民の皆さんはいつになったら電車が通るのかしら、車はと聞かれても電車の運転や通行止めがいつ解除されるのか、とても不安だったことだと思います。

そんな中、町長から現状の報告が防災無線であり、様子がわかってきました。町長の町全体の様子が丁寧に説明があり、町民も雪害の様子、あるいはこれから行うことなどがわ

かってほっとされたことと思います。

そうした中で今回の大雪による経験から、今後気象の変化による予測できない自然災害が起きる可能性があります。特に日原地区には2年前にも土砂崩壊で、日原街道が通行止めとなり、日原地区の住民の方には大変不便な日を過ごされました。その後日原自治会より町へ要望されたヘリポート場の建設は、早急に整備されなくてはなりません。

以上のことから、4点ほど分けてありますので、1番日原地区にヘリポートの建設が急務です。町として都へ要望をされておりますが、今回のようなことがありますと、とてもその計画を待っているわけにはいかないような気がいたしまして、町単独で整備ができないものか、日原住民の悲願ではないかなというふうに思っております。

そして、今回自衛隊が入られた後、登計におりた後、そのヘリコプターで食料や灯油、医薬品等が搬送されたそうですが、その様子をお聞きしたい。

2、大雪に対し、町として除雪用機械の整備化を。現在町ではショベルカーが2台ございますが、やはり今回のことがたびたびあるわけではありませんので、もう1台くらい増えたらいいのかなというふうに思ってみたり、また逆に町が対応するのではなく、先ほど町長が答弁されておりましたように、都や国が準備するのがいいのかなというふうな問題もこの中にあろうかと思っております。

3番は、この防災無線を活用して、このような大雪のときには、全町を挙げての除雪の要請をやっていただきたいということです。そしてこの大雪に対してのきめ細やかな除雪マニュアルが必要ではないかということです。特に雪が降って家から出られない状況の中では、防災無線から流れてくる、学校が休校になります、西東京バスが通行止めですとか、ごみの収集ができません、もっとほかにもいろいろあったと思うんですけども、防災無線に張りついていて、耳を傾けていることが皆さん方だったように思っているんです。そうした中で、テレビで流れてくると、町は本当にどういうふうになっているんだろう、日原とか峰谷のことよりも自分の家の周りのこと自身が全くわからない状況だった中で、町長から二度聞いたんですけれども、全体像がわかってきて、とても内容がよくわかったので、こういう防災無線を活用して、除雪の当然、西建だのそういった町の業者などはほとんど除雪をされているんですけれども、小さな事業所の方たちもそういう機械を持っていらっしゃる方もいるので、また人もそれぞれのところで一斉に雪掃きができるような状態に町から要請をしていただけたらありがたいなと思いました。

聞こえてきたのは、海沢の自治会長さんから二度ほどお願いします、雪掃きを何時からやりますのでお願いします、というお話が聞こえてまいりました。そういったものが全町

の中でやれるところやれないところがあるんですけども、私は高校生も学生でも安全な場所だったら道を掃くくらいはできるのではないかなとか思ったり、高齢の方に無理してやれとは言いませんが、なかなかコミュニティというか、雪掃きが、やる人はいつもやってくれる、やらない人は出てこないで自分家だけで終わらせたりとかあるので、ああいうときは本当に大勢の力で自分の通れる道くらいは一斉にやれるように、ぜひ防災無線を活用して、言っていただけたらありがたいなというふうに思っています。

4番目は、命にかかわる透析患者の早期に町外に移動することはいいんですが、たまたま家の近所にも透析患者の方がいらっしゃいまして、後で尋ねて行ってみたら、雪の中、福祉保健課の職員がまだ道路が積雪の中、青梅市内の病院まで送迎をされたということは、本当によくやってくれたことで、感謝を申し上げます。

そうした中で、これからこういった大雪や台風、自然災害で交通機関が麻痺するという場合を想定して、早目に家族で対応するよう呼びかける、特にこうした透析患者のような方は生涯この病気とつき合っていくのですから、非常時にはどう対応するのか、家族で決めておくことも必要ではないかと思っております。

例えば、自分の子どもの家が向こうのほうにあったらとめていただくとか、親戚の家に前日から行っておくとか、もしだめならばビジネスホテルのようなところへ行っておくとか、そういった前もってやっておくことのほうが、あの危険な状況の中で、職員が連れていくにしても事故が起きないとも限らないので、透析患者の方々はこれからは、もしこういう災害時には事前に病院の近くに行っておくことがいいのではないかなというふうに思いました。

私も近所の方を訪ねていったときには、本当に何日かたってから、道ができてから訪ねていっているような状況ですので。そういったことで、ぜひこういう方は前もってそういったことをされる方がいいのかなと思いました。行政と連絡をとりあってやるというって、行政の方に全てお任せでなく、そういった方は家族ともよく話し合っただけで対応したらどうかというふうに思いましたので、これは福祉保健課の職員に対しては本当にありがたいなというふうに思っております。よろしく申し上げます。

○議長（前田 悦男君） 河村町長。

〔町長 河村 文夫君 登壇〕

○町長（河村 文夫君） 11番清水典子議員の大雪による今後の課題・対応について的一般質問にお答えを申し上げます。

2月8日の大雪が残る中、2月14日に降り出した雪が50年に1度といわれる大雪とな

り、国道、都道を初めとする生活道路が遮断され、小河内地区、日原地区などが孤立する状況となりました。

町では2月14日午後2時30分に、町長を本部長とする雪害対策本部を設置し、24時間体制で町内の警戒、情報収集に当たるとともに、16日に派遣要請をした陸上自衛隊東部方面隊第1師団第1施設団隊、第1中隊、町内の建設業者の皆さんを中心に24時間体制で、まずは奥多摩消防署、青梅警察署、警視庁機動隊、あわせて地域住民の皆様にも除雪作業にご協力をいただき、23日の午後1時に孤立が解消されました。

町内では大きな被害はなかったものの、道路の通行止め、JRの運休のほかにも川井、大丹波地区の一部で一日半近く停電、小河内地域、日原地域で携帯電話不通、簡易給水施設の水源機能が低下し、断水するなどの被害がありましたが、今回の雪害について、再度検証し、今後も起こり得る可能性のある雪害に備えてまいりたいと考えております。

さて、ご質問の1点目の日原地区ヘリポートの整備でございますが、日原街道では、8日の大雪の際も9月9日未明に数カ所の雪崩により除雪終了までの間、また14日の大雪では当日の午後6時から22日の午後6時まで通行止めとなり、孤立する状況となりました。

平成24年6月には大沢、平石橋付近の落石により一カ月間通行止めが続き、大変不便な生活を強いられたことから、25年5月には自治会から生活物資の運搬、通院や通勤等の輸送手段の確保のため、ヘリポート整備と道路整備を内容とする日原地域防災対策に関する陳情が提出され、この陳情をご審議いただき、採択して町とともに活動いただくため、ご報告をいただいたところでございます。

日原ヘリポートの建設につきましては、長期総合計画でも位置づけ、毎年東京都への要望活動を続けているところでございますが、今回の雪害を契機にさらに強く要望してまいります。

進捗が見られない状況でございますが、厳しい財政状況であります。町単独で何とか建設ができないのかということについても、今後検討してまいりたいと思います。

特にヘリポートの場合には東京消防庁のヘリを運用いたしますので、その面積あるいはヘリポートの位置等も非常に重要でありますので、東京消防庁、東京都の防災部と連携をとりながら、この問題に今後取り組んでまいりたいというふうに思っております。

次に2点目の町として除雪機の整備化についてでございます。現在町が町有車として管理し、除雪機として使用している機械は地域整備課、都民の森、小河内振興財団に配備してある小型のホイールローダーが3台でございます。これらの機械は落石等の排除を中心として、町職員が直営で作業に使用しております。現在は数名の職員が免許を所有し、運転

することができますが、災害時にはオペレーターが必要になることから、担当する全ての職員、希望する職員に現在所有している車種の免許を取得させ、災害時に作業ができるようにしたいと考えております。

除雪機の整備につきましては、その必要性、費用頻度、維持管理方法等を勘案して、検討してまいりたいと思っております。

先ほどもご答弁申し上げましたように、小河内地域に1台、今配備し、そのほかに2台ありますので、これらを含めてどうしたらいいかということで、検討してまいりたいと思っております。

3点目の雪害マニュアル作成について、お答え申し上げます。先ほど2番宮野議員の一般質問にも答弁させていただきましたが、町の地域防災計画には大雪に対する計画がないため、追加をする方針ですが、あわせてマニュアルも作成したいと考えております。マニュアルでは自宅周辺の道路の除雪や融雪剤の散布、除雪作業の困難な高齢者宅の除雪等、自治会、隣組などが協力して除雪を行い、通行の安全を図ることなどを中心に定めたいと考えております。

日ごろから防災対策、災害対応時には自助・共助・公助の考え方をお話させていただいておりますが、災害対策時にも同様な考え方で対応をお願いし、特に共助の部分につきましては、災害発生時に自治会単位で連携をとりながら、地域住民が助け合い、地域の防災力を高め、安全で安心して住める地域とするため、自主防災組織を中心に地域ぐるみでの対応をお願いしたいと考えております。

また、今回の雪害では、高齢者の状況確認、自主避難の呼びかけ等は現在作成中の災害時自然災害、火災、職員対応マニュアルで検討している内容に基づき、危機意識を持ち、対応いたしますが、今後は大雪も加えた形の自然災害時職員対応マニュアルの作成もしてまいりたいと思っております。

4点目の命にかかわる透析患者の早期に町外へ移動について、お答え申し上げます。

まず、今回2週にわたって降った大雪による道路の通行止め、JR、バスの運休等により、透析患者の皆様がかかりつけの病院に行くことができなくなりそうだということで、まさしく命にかかわる問題が生じました。

3年前の3月11日の東日本大震災の際にも、極端なガソリン不足が生じ、自家用車等での通院が困難な状況となり、町が透析患者の皆様を送迎する事態が起きました。今回の雪害ではそれ以上に切実な問題であり、まず8日に降った大雪により透析をされている方の家族から車が出せない、何とかしてほしいという訴えが役場に寄せられました。

町でも主要道路の除雪を最優先的に実施しておりましたが、命にかかわるということで、緊急に地元業者をお願いをし、除雪を実施しました結果、何とか自家用車で通院でき、大事に至りませんでした。

次に、14日の大雪の際にも15日に予定していた通院ができず、翌16日に町に何とかならないかという連絡が入り、また通常は病院が送迎している方についても、道路が通行できない状況で送迎が不可能であるとの連絡があったことから、急遽町で送迎することとし、職員による送迎を実施いたしました。

今回実施した送迎は、2月16日から18日までの三日間に述12名の方を送迎いたしました。町としては、大雪による道路状況、JRとの公共交通機関の遮断により、町全体が孤立化したような状況でしたので、本来であれば契約に基づく送迎を実施している医療機関の仕事ではありますが、人命を第一に送迎を実施した次第であります。

今後このような事態が起こらないとも言えませんので、台風や大雪などの注意報や、警報が発令されるような場合には、かかりつけの病院等の近くに早目に移動しておくことが求められると考えております。

常に言われていることですが、災害時には自助・共助・公助の順に、まずは自分で自分の身を守る工夫が必要であり、緊急時には対応できる体制を住民の皆様にも考えていただくことが必要であると思っております。

しかしながら、避難先がない方、避難することが不可能な方については、今後詳細な情報を把握し、日ごろから連絡体制等をとられることで、災害時に早急に対応できる体制を整えるとともに、早目の情報収集と住民の皆様への周知を徹底してまいりたいと思っております。

今議員からは4つの問題につきまして提案をいただき、4つの問題についての回答をさせていただきました。今回事前に雪害対策本部をつくって、町に常駐をさせ、その情報によって、いろんな対応ができたのかなというふうに思っております。

透析患者については、事前に名簿をつくって、それらの人の、個々の人たちの状況を職員が情報調査に当たりました。その結果、最終的には12名の方を送迎しなければならないということでございまして、実際に送迎した結果、今日も内閣府の副大臣が来てお話をさせていただきましたけれども、この問題というのは、町だけの問題ではなくて、国道、都道の問題というのは、近隣の市町村との連携が十分必要であると。

それはなぜかという、今回の透析患者を町から送り出して、実際にかかった時間が4時間以上かかっております。町は、町の中からずっと出られたんですけども、青梅に行

って車が動かなくなってきた。そういう問題も起こっておりますので、そういう点では議員が提案がありましたように、ある一定の量が降った場合には、まず自分で親戚縁者等々を含めて対応してもらおうと。それでも対応できない人については、町が対応するという、このマニュアルづくりも必要なのかなというふうに今痛感したところでございます。

それから、情報の収集、あるいは情報を発信するという問題でございますけれども、おっしゃるように、今回いろんな意味でJR、西東京、それから町においても各課で自分のところの情報を散発的に住民の方に情報を提供いたしました。聞いていて、私自身も、これだとなかなか住民の人が全体の像がわからないなということで、最終的には私自身の声、また私自身の考え方を含めて、それからJRの要望活動等も含めて住民の方にご報告をさせていただきます。

これは非常に重要なことございまして、インターネット、いろんなものがありますけれども、そこに指揮をとる人間が危機管理上、住民にどういう情報を知らせて、皆様に安心していただくか、ということでは非常に勉強させていただきました。

こういうことも含めて、あるいは重機の問題等含めて、まだいろいろな問題がございますので、先ほども申し上げましたように、東京都、関係機関等々と連携をとりながら、今回の大雪のいろんな問題点を整理をして、次の問題につなげていきたいというふうに思っておりますので、住民の皆さん、または議員の皆さんに今後とも危機管理、非常時にはご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（前田 悦男君） 清水典子議員、再質問はありますか。

○11番（清水 典子君） それでは、今町長から答弁いただきまして、ヘリポート場につきましては、過去に日原の地元から出られた原島議員さんからもヘリポート場はぜひ、それは多分昭和47年ごろに起きた大崩落の関係からしても、日原地区がいつもそういう不便をして皆さんが我慢をされた生活をされていることもあって、今回はたまたま平成23年6月に大沢地区での一カ月間近くの通行止めから、ぜひヘリポート場の確保をということでしたので、引き続きまして、今の町長ならば絶対やれると思いますので、ヘリポート場の建設、あるいはなかなかやれると思います。やってください。これはお願いします。

それから、除雪の機械につきましては、今ホイローダーを入れて3台ということですが、あの大雪では人力でやるには、やはり大変無理もあるので、各自治体にもあるんですが、もう1台くらいがあったほうがいいのか、そんな考え方ではなく、町長が都へ働きかけて、もっといい機械を用意していただいでやっていただくとか、そういう方法があると思うんです。

たまたま西多摩建設事務所は国道、都道、これは東京都に指名参加をされている業者の方たちが区割りをされていて、その間を除雪、奥多摩の工区長から指示が出た時点で除雪が始まるんですね。その中で今度は町道に関しては、町のほうの指示で除雪が始まると思うんですが、その中にもしかして私たちは、国道の範囲のやる業者さんと町道をやる業者さんの範囲が重なっている部分があるのかもしれない、町道がおくれる。できればそうでなく、町に参加をしている方、まだそうでなく個人事業所さんでも機械など持っていたら、もう本当に先ほど言ったように、全員でやってくださいという感じで、小さなユンボウやシャベルなんかを持っている業者さんがいても、その方たちは特別に何もしないで動かないでいたのがあったんで、できたらもう大勢に声をかけて、もう本当にみんなでやりましょうという感じでやったら、もうちょっと早く町道もあいたんではないかなというふうに思いました。

それで非常に町長が言われる自助・公助・共助と言われますけれども、なかなか皆さんと一緒に行動をともししてくれないという人もいらっしゃるんで、ぜひ今回の情報取得したり情報を流される今回の災害時に震災のときにもそうだったし、全てのときに情報が入ってこない、情報が入ってこないという被害されたところで言われているんですが、今回の町長が方向を話されたことは、やっぱり一番町民がほっとされたので、ぜひ防災無線を活用して、そういう形で雪掃きの形もみんなでやりましょうという感じでやっていただけたら、ありがたいかなと思っています。

それで、さっき地域整備課のほうで、ぜひ町道はどういうふうになっているのか教えていただきたいと思います。

それから、透析患者はこんなに 12 名もの方が送迎をされたのかと思って、今ちょっと驚いているんですが、町に 30 名おまして、何人か入院されている方もいらっしゃるんですが、送っていただけじゃなくて、帰りも連れてこなくちゃならない。当然向こうに行つて何時間もかかって透析した挙句に、連れて帰ってくるから、それはそれは大変な時間を用意してやられたことだと思うので、私は町の職員だって自分の家族もあり、家庭もあって、こちらに詰めてその対応に当たられたことだから本当に大変なことだなというふうに思っていますが、ぜひこれからどんなときにも、やはり町民のためにご尽力を賜りたいなというふうに思っております。

それで、再質問の中で、1つこれはちょっと今回、その後いろいろな新聞などは出てきておるんですけども、町長にお聞きしたいのは、自衛隊の災害派遣につきまして、町長の今度の施政方針のところを、また副町長から雪害の報告などにおいて、いろいろお話を

聞いてまいりましたけれども、14日の午後2時半に雪害対策本部が設置されまして、14日から降り始めた雪は15日、1日中しんしんと降り続けました。16日にやっみやみ、外は今までに経験したことのないほどの雪の深さで大変驚きました。そんな中で、防災計画の中にも非常事態において、町長の判断で都知事に派遣要請を行って、その後知事から自衛隊の出動がされたものと解釈をしてまいりましたが、しかし西多摩新聞によると、奥多摩防衛協会が派遣要請を依頼して、自衛隊が出動したような旨の記事が掲載されていましたが、この件につきまして、この経緯をご説明いただきたい。

よろしく申し上げます。

○議長（前田 悦男君） 河村町長。

○町長（河村 文夫君） 再質問の中で、4点ばかりお話がございました。

ヘリポートについては、長年の日原の、これは悲願でありまして、何カ所か以前にも検討して見たことがございます。そのときに、東京消防庁とさっきお話ししましたように、東京消防庁がヘリコプターを運用するものですから、ある一定の広さが確保できないということ、試験飛行をしたこともございます。

そういう点で東京都、ここにあるヘリポートについても、用地については町が取得をして、建設については東京消防庁にやっていただいたという経緯がございます。そういう点ではこの上にある常設のヘリポートと同じような広さはなかなかとれないので、緊急時に発着ができるようなヘリポートを考えていかざるを得ないのかなど。そういう点で東京消防庁とも協議をしながら、その建設について努力をしてみたいというふうに思っているところでございます。

それから、都道、国道、それから町道などでございますけれども、これも従来から本当に地域の同業建設業者の皆さんに非常なご努力をいただいております。先日東京都の町村会の会合の後に、檜原村長と私二人と、それから舛添知事と、それから今度多摩島しょ担当になった秋山副知事と4人で15分ほど状況を聞かせてほしいというお話がございまして、そのときにもいろんな状況を話をさせていただいて、私自身が言ったのは、3年3カ月の間に地元の土木事業者が飛散してしまったと。1つには公共事業が減らされて、その部分の割を食って実際に住居を持っていた人たちが住居を手放してしまい、ほとんど今借りて必要なときだけ住居を使うというふうになってしまったと。

それから、もう1点は人員を減らさなければいけないということで、人員を減らしてオペレーターの経験を持っている人たちが少なくなってしまったと。そういう点で、常日ごろから何十年に1回起こるか起こらないかという事業であるけれども、東京都の事業、あ

るいは市町村の事業について、特に東京都の事業については地元で一生懸命やっている事業者の方の支援といたしますか、そういうことをしてほしいという要望もさせていただきました。

したがいまして、私自身の考え方は、この町を全体的に見ているのは私自身の問題でございませうけれども、国道、都道については、もう少し東京都自身がどういうふうにしていくかという問題提起をこれからさせていただきたいと思っております。国道や都道が開かなければ生活道が開き、住民の皆様の道路が開いたとしても、車が今回の場合ですと、走りません。そういう点で、そういうことを今後お願いをしてきたいなというふうに思っているところでございます。

それから、最後に西多摩新聞の報道の問題が出ましたけれども、私もこの報道を読んで、愕然といたしました。それは、その防衛協会の名誉会長、あるいは会長、あるいは事務局長が含まれるんでしょう。そういう人たちがいろんなことを町に要請して、その結果、災害の自衛隊の派遣があったのだというふうに私は記事を読ませていただきました。

地域の新聞として、西の風、西多摩新聞は、みんなに本当に愛されて購読されております。その中で西多摩新聞と西の風の記事の扱い方が、ちょっとおかしいのではないかなと。それは情報がどういう形でどう出たかわかりませうけれども、職員にすぐに抗議をいたしました。特定の間から情報を得ただけで、ジャーナリストが公平な報道をしないということは、私にとっては非常に問題であると、今抗議中でございます。

したがいまして、編集長も含めて、社長も含めて、ちゃんとした答えをもらおうというふうに思っております。もちろん情報の出どころというのは取得されて、それを明らかにすることはできないと思っておりますけれども、余りにも偏見な記事であり、正確な記事ではないというふうに私は思っております。

また、記事の扱い方も新聞の写真の扱い方も非常に偏っている。西多摩新聞と西の風が偏っている。こういうことが今後とも続くとなると、新聞の公平性、あるいは報道の公平性等々に支障が来すのではないかなということ、今抗議中でございます。回答をもらうまで、この問題については取り組んでいきたいというふうに思っております。

知事に要望するまでの間というのは、14日の金曜日に2時30分に災害対策本部をつくりました。これは気象庁の情報によりますと、土日にかけて従来にはない大雪が降ることでありましたから、関係課長を集めて、これは大変なことが起きるということで、想定をさせていただきました。

副町長以下幹部職員 20 名、それから役場にとまりました。明けた一日目土曜日でござ

いますけれども、非常に大きな雪が降りました。そういう点で私自身も地元の人の雪かきも含めて、その一日目はやりました。恐らく皆さんはどこでもそうだと思うんですけども、多分あれだけ大雪が降ったらとても自分たちの手では回らないから、公の都であり、町が何らかの関係で雪かきをしてくれるのではないかなというふうに感じたのではないかなというふうに思います。

そういう点で、私自身は私どもの地域には杉村議員がおりますけれども、一緒になって住民の足が確保できる、歩ける、国道まで歩ける、それからJRまで歩ける道を一日目はつくったんですけども、大勢の人とつくったんですが、とてもそういう状況ではなくて、次の日がたまたま日曜でございましたので、日曜日に車に乗っている人、さっき清水議員がおっしゃったように、大勢の人に声をかけて大勢の力を借りようということで、私も何人かの人間に声をかけて、翌日車を利用する人が約30人ほど出て、国道までの道を全部1台車が通れるように開通させていただきました。

その間、私自身は町全体の問題がありますので、朝、町のほうに出勤をいたしまして、職員等々泊まった段階でいろんな情報が入ってきておりますので、それらを総合的に判断をいたしまして、これはとても今の状態だと、都や町の段階でやっている、あるいは業者の皆さんがやっている段階では解決できないということで、最終的には自衛隊の災害派遣を要請しようということで、自衛隊の災害派遣については、幾つかの要点がございます。そういう要点をクリアしておりましたので、東京都知事に対して奥多摩町長として、災害派遣の要請を行いました。

その間には、町のいろんな情報で総合的に判断させていただいたわけございまして、その間には、防衛協会あるいは町議会の議員の皆さん、それ以外のものからそういうようなことを、要請を受けた部分は一切ございません。したがって、その点については、これはちょっと報道については僕はおかしいのではないかなというふうに思います。

特に、言っているのか悪いのかわかりませんが、ある一定の部分からの情報は公にいる席の人も発言しているということも聞いておりますけれども、それが確実かどうかもわかりませんが、そのようなことが行われるとしたら、これはやっぱりおかしいのではないかなというふうには私は思っておりますので、この抗議については私自身が納得するまで西多摩新聞に抗議を続けていくつもりでございます。

いずれにいたしましても、皆が一丸となって一生懸命やろうというときに、従来から防衛協会に対しては僕は非常に憤慨しているんですけども、防衛協会が第二消防的な役割をと、そんなことができるわけではないんですよ。そういうことを平気で住民の人たちに広

報する、これも非常におかしい。それにかかわっている議員さんもいる。それをきちんと説明し、みんなに説得できないということについても、これは今後考えていただきたいというふうに私は今日この議会の中ではっきり申し上げておきたいと思っております。

○議長（前田 悦男君） 地域整備課長。

○須崎地域整備課長 11 番清水典子議員の再質問にお答えしたいと思います。

昨日質問の中で触れさせていただきましたけれども、除雪対応につきましては、使用除雪指定路線が 26 路線ありまして、町道が 20 路線、林道が 6 路線あります。それも建設業組合を通じて、各路線の除雪を行っているところでございます。

また、そのほかの路線につきましては、今回は想定外の雪でありましたので、指定業者以外の業者にも要請をしまして、協力を行っていただいて、除雪作業をしていただいた経緯もございます。また機械不足ということで、寿楽荘、多摩学園からも除雪機をお借りして、除雪対応をしたところでございます。

やっぱり今回の雪につきましては、除雪するまでに作業時間を要して、おおむね 4 日とか 7 日くらいかかりました。また、先ほどお話にありましたけれども、透析患者を病院の方がお住まいのところにつきましては、福祉保健課と連携をとりまして、迅速に対応したところでございます。

今後の除雪に関しましては、どうしても幹線道路、国道、都道、バス路線が優先になってしまいまして、その後に現在の町道、林道が除雪対象となってきております。

それで、先ほど重機のお話があったけれども、災害時にそれぞれの場所で活用されております。小河内地区に 1 台あり、小河内地区の除雪につきましては、小河内振興財団に委託をお願いしまして、行っているところでございます。

また、小河内の重機につきましては、重機の規格が大きいため、大型特殊免許が必要となってきております。2 台目につきましては、都民の森で管理している栃寄地区を中心に活用されています。3 台目につきましては、地域整備課が所有してまして、町道及び林道の全般で活用しているわけでございます。現在 3 台を町が管理していますが、維持管理、オペの問題、安全管理が充実しているとは言えませんので、維持管理についても経費がかかり、都民の森の所有している機械につきましては、数十年が経過しておりまして、老朽化しているので、新しい機種を購入も検討しなければいけない時期にきております。

また職員が直営で行う場合は資格が必要となってきてまして、現在町職員の資格保有者は数名程度で日ごろから機械を扱っていませんので、技術面、安全面でも懸念されるところがございます。

今後議員の質問がございますように、除雪機械の整備化を検討する必要がありますので、当面は現状の3台をフルに活用しまして、体制を整え、災害時に備えた住民、事業者、利用者による協働のもとで、おのおのの役割を明確にして、町民一人が安心して暮らせる冬の生活産業の創出を目指して迅速適格な対応ができるように、除雪機械の活用と、有効的にできるように職員の資格の習得と、作業の安全管理と、作業効率が図れる実施研修を取り入れて、異常気象時により発生する災害に対処していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（前田 悦男君） 清水典子議員、まだありますか。

○11 番（清水 典子君） もうあれなんですけれども、町長に今、後から出した質問で、町長から答弁を聞かせていただきまして、実際にこの新聞は非常時であり災害のあるときの新聞として西多摩新聞としては西多摩管内に配られるわけです。

檜原村については被害の実態であったり、そういったものだけが粛々と載っていて、奥多摩町のほうは防衛協会のPR紙になっているんですね。こんなことはいけないんじゃないかなと、私もちょっと思ったんですね、それは。職員にしても本当に今もやっているわけですよ。

そういう状況の中で、何かこれは防衛協会のPRではないかなというふうに思っておりますから、町長が西多摩新聞に対して抗議をしているというのもよくわかりますので、やはりこういったことは公平に、こういう文章はこういう災害時については特に載せていただくような記事を掲載していただきたいなということを、この議会で申し延べさせていただきます。

もし間違っていなければいいけれど、間違っているようであるならば、訂正文を載せていただくことも必要ではないかというふうに思っております。

以上で終わります。ありがとうございました。

○議長（前田 悦男君） 以上で、11番清水典子議員の一般質問を終わります。

以上で本日の日程は全て終了しました。

お諮りします。次の本会議の予定は3月11日となっております。明日3月8日から3月10日までの3日間は休会にしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田 悦男君） ご異議なしと認めます。よって、明日3月8日から3月10日までの3日間は休会とすることに決定しました。

なお、本会議3日目は3月11日午前10時より開議しますので、ご承知おきください。

本日はこれにて散会します。大変ご苦勞さまでした。

午後 15 時 16 分 散会

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により、ここに署名する。

奥多摩町議会議長

奥多摩町議会議員

奥多摩町議会議員